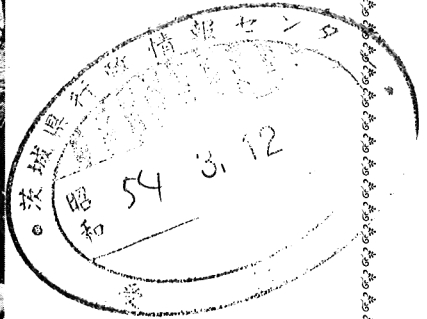


目 次

統計制度の問題点と今後の方向	2	9. 物 価	24
統計の窓「論壇」	8	10. 経 済	25
昭和53年農業基本調査結果(続)	10	11. 消費生活相談	25
指 標		12. 家 計	26
1. 主要指標	14	13. レジャー	28
2. 人 口	16	14. 生活保護	28
3. 労 働	18	15. 交通事故	29
4. 農 業	20	16. 自動車保険請求相談	29
5. 鉱 工 業	21	17. 犯 罪	30
6. 建 築	22	18. 火 災	30
7. 電 力	22	刊行物のお知らせ	31
8. 金 融	23	伝 言 板	32

利 用 上 の 注 意

1. 統計表の数値は原則として単位未満は四捨五入
2. 「年」は暦年, 「年度」は4月から翌年の3月まで
3. 記 号
 - 零または該当数字のないもの
 - 該当数字が掲載単位未満のもの
 - … 不詳のもの
 - p 暫定数字
 - r 訂正数字
 - △ 減少または出超
 - x 秘密保持のため掲載をひかえたもの



雪道

雨戸を開けると、冷気がサッと吹き込んで肌を刺す。軒下には30センチもあろうつららが並び、つららの下から見る世界は一面の銀世界。

早速、誰も歩かない雪の上に自分の足跡をつけてみる。何かすがすがしい気分が満足して、子供の頃の自分を呼び覚ます。

“兄弟が多かったせいか、長くつも満足なものではなく破れて水もれがしていた。それでも、2キロの田舎道は子供達にとって格好の遊び場だった。……………”

ふと我に返ると、今来たばかりの足跡が降りしきるボタン雪の中にかき消えて、あたり一面茫々としてひとり佇むと、めぐる雪華は音もなく、時間さえも凍りつく不思議な世界。

雪は別世界への誘惑者。そしてこの道はメルヘンの世界へとつづく心のエアポケット。

今月のおもな行事

- 1日～2日 全国統計主管課長会議(行政管理庁) 個人企業経済調査ブロック会議(長野県)
- 5日～6日 商業調査ブロック会議(群馬県)
- 5日～8日 地方統計職員業務研修(基礎)(ときわ荘)
- 6日～7日 関東ブロック県民所得推計研究会(千葉県) 住宅統計調査 北海道・東北・関東ブロック報告会(福島県)
- 9日 刊行物研究会(行政管理庁)
- 11日 建国記念日
- 20日～21日 昭和54年度教育統計関東甲信静ブロック説明会(神奈川県) 労働力特別調査研修会(総理府) 漁業センサス電算処理中央講習会(東京)
- 22日～23日 地方統計職員業務研修(専門)(大洗・曙荘)

統計制度の問題点と今後の方向

— 統計法を中心に —

「統計制度の問題点と今後の方向」といった大それた課題で文章を書くことは、経験の浅い自分の十分なし得るところではないが、1年有余の経験をもとに、考え得るところ以下数点について述べてみようと思う。勿論、前述の如く統計そのものの理解が十分でないので、指摘の行き過ぎ又は不十分な点については大方の御叱正を仰ぎたく筆をとった次方であります。

題目が大きいので、これを項目別に述べてみたいと思う。

まずその第一は、現在、指定統計の大部分が中央集計のため、地方においてその結果の利用までには相当の日時を要することである。調査収集され、なお審査されたものは、中央へ送付すると共に地方においても利用を可能ならしめる必要についてである。

その第二は、しばしば問題となっている個人の秘密の保護ということである。これは、個人・法人を問わず、その収入・支出の金額等事業内容を含む調査が著しく多いので、この解決策を考慮すべきであろう。

その第三は、統計調査員対策である。統計調査員については、統計を作る第一線にあって直接被調査者と接し、調査数字をあげてくる重要な人達である。この人達に対する身分保障・報酬等の処遇について不十分なものがあるために、その確保の困難性については、次第にその度を加えてきているので、この問題に対する対策を十分考えるべきであろう。

これら問題点の解決のために、まず統計法の指向するところを見ると共に、問題点の細部について検討してみたい。

1 統計法の目的

統計法は戦後公布されて、地方自治法と同時に施行されたものであって、(実際は昭和22年の5月1日と5月3日で2日違い)地方公共団体にとって極めて関係深く意義あるものである。

統計法の目的とするところは、三点あげられており、その第一点、統計の質を高めることであって

- (1)統計の真実性を確保すること
- (2)統計の体系を整備すること

第二点は、統計報告の量を調整すること。

第三点は、統計制度の改善を図ることであると統計法に規定されている。(統計法「以下法という。」第1条)

統計の質を高めることについては、はやくも大正5年に出された内閣訓令第1号「統計の進歩改善に関する件」が次のように述べている。統計は、「単に計数を列ね体裁を整うるをもって能事にあらず」と。すなわち、統計は、決して儀礼や装飾、玩具ではなく、賢明な行政および政策を樹立するために用いる実際的な道具なのであるから、その水準を高め、内容を向上させることは、統計行政法のまづもってねらいとするところでないならぬ。

統計の真実性を確保すること

統計の真実性とは、要するに正確性と客観性(または信頼性)を確保することである。すなわち、「統計表において示さんとする事実において、統計が正確に数量的に語っているや否や。」また、「事実なるものが……果して客観的事実なるや否や」について疑念を残さぬものでなくてはならない。統計に基づいて政治や行政を行おうという時に、その統計が偏した不正確な統計であったならば、疑いもなく、これによって行われる政治や行政の方向を誤らせることになるからである。

こういったからといって、統計上の数字が完全に正確で、万に一つの誤りすらないとか、そのことが可能であるとかいうのではない。むしろその反対に「統計調査は大量の観察に関係しているということのために、調査上の誤りは免れ得ない」と言われる様に、統計にはゆらい偶然的にも意識的にもある程度の誤差を伴うことは、避けられない宿命といってよい。

しかしそれは、統計理論の進歩によって誤差の限度を理論的に判定することができ、調査方法の改善によって調査実施の過程において生ずる誤りを、できるだけ避けることもできる。わが国の実際においても、行政面あるいは法規面からの措置として、国民に対し一方には統計申告を義務づけ(法第5条)、他方には個人の秘密を守らせ(法第14条、第15条)、あるいは調査従事者に対し実地調査の権限を与え(法第13条)などの方法を講ずることにより、統計の真実性を保持しようとしているのである。

統計の体系を整備すること

たとえ真実を持った統計であっても、必要度があまり高くなかったり、また必要な統計が欠けていたり、あるいはいくつかの統計が互いに比較ができ補完しあうように関連づけられていなければ、決してよい統計を持つ国とは言えないであろう。

一国といわず、一県・一市町村においても、その政治、経済、文化および社会の構造並びにこれらの推移を全体として把握できるようにしなければならぬ。それには、一面において統計が体系化され相互に有機的に組み合わせられ、他面において規格化された分類法、統一された単位、あるいは定式化された用語に従って統計が編成されて、必要な統計が必要な時に即座にとり出せるように整備されてはじめて、完備した統計が備わり、それが高度に利用される用意ができたと言いうるであろう。

わが国の法制は指定統計の制度を設け、その内容を承認し、その実施・変更または中止を求め、あるいはその改善を勧告することを規定しているのである。(法第8条)さらに、用語の定義、各種の分類その他の統計の基準を設定し統一することなどの規定を設けているのは、もっぱら上記の目的のためであろう。

2 国の統計調査の地方における利用

早期公表について

指定統計の公表の方法については、法第15条に基づく法施行令第7条で「官報その他の刊行物で行う」と定められており、更に官報以外の刊行物による場合は、行政管理庁長官に報告しなければならないことになっている。しかもその刊行物の名称は、官報で公表することになっていて屋上屋の重複感を与えている。

しかし、時間に追われるような経済社会の変化著しい現代においては、官報・その他の刊行物による結果の公表のほかに、磁気テープ、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ及び電子計算機からの出力用紙等の新媒体による結果の公表が可能のように政令第7条を改正すべきものと思う。

なお、これら新媒体による結果の公表を行うに際し、その新媒体による公平性の確保等特別に措置が必要なことに

ついては公表基準を設定すべきであろう。

地方集計について

現在、地方自治体で独自に行っている定期的統計調査は、著しく体系を欠き、極めて初歩的なものを行っているにすぎない。又、全く行わないものも少なくない。その主な理由は、主要な統計は殆んど国が行っているからだと思われる。これを逆に言えば、地方における統計の利用については、国が行う統計調査の結果を地方で利用しうる「形と時期」において与えられなければならないことを意味するものである。従って、地方集計を行うことは、地方自治行政に対して、もっとも有力な科学的資料を提供するのに役立つことになり、更に、これが骨格となって、これを補完するために地方独自の調査が体系的に発展することを促す結果となろう。

ではここで、実際に、地方公共団体が、開発や福祉等の計画策定に必要とする統計数字を得るために行う地方集計の事務手続に触れておく。

現行法においては、法第15条第2項の規定によって、行政管理庁長官の承認を必要とすることになっており、次の各事項を記入した申請書正副2通を調査実施者を經由して提出することになっている。市町村が、この申請をするときは、大部分県を經由して行うことになる。

- (1)指定統計調査の名称 (2)調査票の使用目的
- (3)調査票の使用者の範囲 (4)使用する調査票の名称
- (5)使用する調査事項 (6)使用方法 (7)使用期間
- (8)使用場所 (9)結果の公表方法および公表時期
- (10)転記書類の使用後の処置

調査票の使用には、申告者の秘密保護の観点など取扱いには特に留意しなければならない。

地方集計の問題点

前述した地方集計を行うためには、単に法規定があるということでは十分ではない。地方公共団体には、これを行うための人員も必要であろう。県の場合はまだしも、市町村の場合には、これに対する人員配置というものは考慮されておらず、単に地方交付税の中に見積られているというにすぎない。ために国の調査についても提出期日に遅延する市町村が、常にいくつか数えられる。

このことは、前記の如く国が行う調査の地方での早期利用を図ることを第一義とすることは勿論であるが、現在、市町村については、国統計についても人員配置が図られていないと言うことは、統計に対する力点のおき方が変わってくると思われる。市町村は、現実に眼の前に実施しなければならない対住民の行政を多くかかえているので、国統計が軽ろんぜられるというより後まわりになり期日に遅れる事態も生じているのである。

このことは、単に期日のみでなく内容においても審査が不十分で、県段階で手を加えているのであって、県の人員勢力もそのために裂かれることになり、マイナス現象が、連鎖反応となって、末端の調査員から電子計算機に入る国の上部にいたるまで及んでいるのではないだろうか。

地方集計結果の利用上の注意点

この様にして集計された結果は、地方調査の範囲が、全数調査か抽出調査かによって異ってくるものと思う。全数調査は、全国、地方を問わず全体が調査対象とされているもので、これを小単位である市区町村或は地区で発表することも問題は少ないと思われるが、過疎地区或は商工業地域によって問題が残る調査もある。

抽出調査については、その方法・選択度合い・抽出数等問題とすることが多い。これを地方において公表する場合推計の方法によっては、実状と異なる結果が現われるので危険性があると言わねばならないので注意を要する。

次回は、統計における秘密の保護と調査員制度の問題点を考える予定です。

〔参 考〕

統 計 法

昭和22年3月26日法律第18号 同年5月1日施行

(法の目的)

第1条 この法律は、統計の真实性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

(指定統計)

第2条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって行政管理庁長官が指定し、その旨を公示した統計をいう。

(指定統計調査)

第3条 指定統計を作成するための調査(以下指定統計調査という。)は、この法律によってこれを行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

② この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令(地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。)でこれを定める。

③ 主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、行政管理庁

長官に協議しなければならない。地方公共団体の長又は教育委員会が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(国勢調査)

第4条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

(申告義務)

第5条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

② 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成人者若しくは禁治産者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告をする義務を負う。

第6条 削除

(指定統計調査の承認及び実施)

第7条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、左に掲げる事項について、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得なければならない。但し、第16条但書の規定による場合において、第3号の事項については、この限りでない。

- 1 目的、事項、範囲、期日及び方法
 - 2 集計事項及び集計方法
 - 3 結果の公表の方法及び期日
 - 4 関係書類の保存期間及び保存責任者
 - 5 経費の概算その他行政管理庁長官が必要と認める事項
- ② 前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に行政管理庁長官の承認を得なければならない。
- ③ 行政管理庁長官は、必要があると認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

(指定統計調査以外の統計調査)

第8条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第1項第1号に掲げる事項を行政管理庁長官に届け出なければならない。但し統計報告調整法(昭和27年法律第48号)の規定により行政管理庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

- ② 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、命令でこれを定める。
- ③ 行政管理庁長官は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(指定統計調査の事務の監査)

第9条 行政管理庁長官は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣総理大臣に上申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告することができる。

(統計官及び統計主事)

第10条 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、総理府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

- ② 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、地方公共団体に統計主事を置く。
- ③ 統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し、行政管理庁官の承認を得た場合は、この限りでない。
- ④ 統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。
- ⑤ 統計官は、総理府事務官、各省事務官、総理府技官若しくは各省技官又はこれらに相当する政令で定める職員(以下この項において「国家公務員」という。)で、左の各号の1に掲げる資格を有するものの中から、第1項に定める行政機関の長(外局の長を含む。)が命じ、統計主事は地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条に規定する事務職員若しくは技術職員又はこれらに相当する政令で定める職員(以下この項において「地方公務員」という。)で、左の各号の1に掲げる資格を有するものの中から、地方公共団体の長又は教育委員会が命ずる。
- 1 統計調査に関する事務に国家公務員又は地方公務員として通算して2年以上従事したこと。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ行政管理庁長官がその事実を認定することを要するものとする。
 - 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士と称し得ること。
 - 3 学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校又は文部大臣がこれらと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、卒業したこと。
 - 4 行政管理庁長官が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する国家試験に合格したこと。
 - 5 前各号に掲げる資格の外、行政管理庁長官が統計調

査に従事するに適当な資格を有すると認定したこと。

第11条 統計官又は統計主事は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に転ぜしめられた場合には、

行政管理庁長官に、その事情を述べることができる。但し、別に勅令で定める場合はこの限りでない。

- ② 前項の場合には、行政管理庁長官は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本属長官に、統計主事については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることができる。

(統計調査員)

第12条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- ② 統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。

(実施調査)

第13条 第10条第1項に規定する者、同条第2項に規定する者、同条第3項但書に該当する者及び前条に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証拠を示さなければならない。

(秘密の保護)

第14条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

- ② 前項の規定は、行政管理庁長官の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない。

(結果の公表)

第16条 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。但し、行政管理庁長官の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

(資料等の提出及び説明の要求)

第16条の2 行政管理庁長官は、この法律の実施に関し必

要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。

(指定統計調査の実施に対する協力)

第17条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(指定統計調査に関する事務の委任)

第18条 政府は、政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又は教育委員会に委任することができる。

(権限の委任)

第18条の2 行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第2条及び第7条に定める権限を統計主幹（行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）第5条第1項の統計主幹をいう。）に委任することができる。

(罰則)

第19条 左の各号の1に該当する者は、これを6箇月以下の懲役若しくは禁錮又は5,000円以下の罰金に処する。

1 第5条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者

2 第5条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

3 第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

4 指定統計調査の指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は5,000円以下の罰金に処する。

- ② 前項に掲げる者が、行政管理庁長官の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の指定により定められた

公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを5,000円以下の罰金に処する。

- ③ 職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

第20条 この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。〔昭和22年4月勅令第163号により、昭和22年5月1日から施行〕

第21条 資源調査法〔昭和4年法律第53号〕、明治35年法律第19号〔国勢調査ニ関スル件〕及び大正11年法律第52号〔統計資料実施調査ニ関スル件〕は、これを廃止する。

第22条 前条の法律に基く勅令又は命令は、この法律によって発せられた勅令又は命令とみなす。

第23条 この法律の施行後3箇月以内に行う指定統計調査については、統計委員会が承認した場合に限り、第7条の規定による承認を得ないで、これを実施することができる。

統計法施行令

昭和24年5月31日政令第130号

内閣は、統計法の一部を改正する法律（昭和24年法律第132号）の施行に伴い、統計法（昭和22年法律第18号）に基き、及びこれを実施するため、統計法施行令の全部を改正するこの政令を制定する。

（指定統計の公示）

第1条 統計法（以下「法」という。）第2条及び第4条の規定による指定の公示は、行政管理庁告示で行う。

2 調査実施者は、前項の規定により公示された指定統計を作成するために用いる調査票には、公示された指定番号及び指定統計の名称を記載しなければならない。

（政令で定める職員）

第1条の2 統計官に係る法第10条第5項に規定する政令で定める職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第99条に規定する労働基準監督官とする。

（統計職員養成機関等の指定）

第2条 法第10条第5項第4号の規定による指定は、行政管理庁告示によって公示する。

（統計調査員の職員）

第3条 法第12条に定める統計調査員は、各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会の指揮監督を受け、

指定統計調査の調査票の配付及び取集その他指定統計調査に関する事務に従事する。

（実施調査事項）

第4条 法第3条第2項の規定に基いて定める命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定めた規則を含む。）には、法第13条の規定により行政管理庁長官の承認を得た事項を明記しなければならない。

（実地調査の証票）

第5条 法第13条の規定による証票は、調査実施者が交付するものとし、別記様式により交付するものとする。

（調査票の目的以外使用の承認の告示）

第6条 法第15条第2項の規定による公示は、行政管理庁告示によって行う。

2 前項の告示には、行政管理庁長官が承認した指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用者の範囲を明示しなければならない。

（結果の公表の方法）

第7条 法第16条の規定による公表は、官報その他の刊行物で行う。

2 官報以外の刊行物で公表を行う場合には、調査実施者は、当該刊行物の名称及び発行の年月日を行政管理庁長官に報告しなければならない。

3 行政管理庁長官は、前項の規定により報告を受けた刊行物の名称及び発行の年月日を官報で公表しなければならない。

（地方公共団体の長又は教育委員会に委任する事務）

第8条 法第18条の規定により政府が地方公共団体の長又は教育委員会に委任できる事務は、第2項に規定するものを除き、申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査区の設定、調査票の配付、取集、審査及び集計、指定統計調査の結果の公表、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務とする。

2 行政管理庁長官は、法第10条第5項第1号但書に定める事実の認定の事務を都道府県知事又は都道府県の教育委員会に委任することができる。

（権限の委任）

第9条 法第2条及び第7条に規定する行政管理庁長官の権限は、統計主幹が行う。

統計研修に期待する

行政管理庁 統計審査官 小山 弘彦

去る12月16日、総理府統計研修所の新庁舎落成の式典に出席した。晴れ上った初冬の日ざしの中に「アイボリー・ホワイト」の4階建の新庁舎は、新年からの研修開始を期待して、つつましく静かなたたずまいをみせていた。

この機関は大正10年に設立され、半世紀を遙かに越える歴史を持つ古い研修機関でありながら、なぜか今まで研修本来のための庁舎に恵まれなかったようである。ちなみに、先日まで使用していた庁舎は、総理府統計局における昭和36年の電子計算機導入に伴って、その運営のために新築されたものであり、電子計算機部門が、43年統計局現庁舎の新築に伴い、そこに引越しをし、統計研修所は、その後を使用して10年余の間、到底研修用施設とは言えない中で、不便を忍びながら研修を続けてきたのであった。

私は統計局勤務中に、統計研修所の職員を兼ねていたことがあり、講師を10年続けていたこともある。また51年から53年にかけては、この研修所の新築に際し、予算要求、設計、更に着工直前は日照権問題を中心とした付近住民の建築反対の声に対する説得等に、たまたまの縁で実務的に携わってきたが、これら諸過程においては常に、統計研修の将来の需要を考慮して、実用的な庁舎とすることを目的に対処してきたつもりである。幸い、費用は要求をほぼ100%満たすことができ、工事も全く順調に進んできたことを知り、一息ついた訳である。今後は、この庁舎が、21世紀に向い、また21世紀においても、日本の統計の発展向上に側面から寄与する意味で、統計実務の専門家及び統計を理解できる有為な人材を数多く輩出することを期待したい。

近年、統計は、行政は言うに及ばず、あらゆる分野において、企画、立案、整理、分析、評価等、事象の科学的処理の手法として、広く活用される基礎科学であると同時に、電子計算機の日進月歩の発達に伴い、その活用はますます高度化かつ多様化してきている。

このような時代にあって、統計研修のもつ役割は極めて大きい。事実、国及び地方公共団体の職員を対象とする統計研修は、統計研修所、全国統計協会連合会、都道府県等を中心に数多く開催されている。その体系は、統計需要から概ね次のように分類できよう。即ち、

統計部門においては、

- ① 統計の作成に関する研修
- ② 統計の利用に関する研修

統計以外の部門においては、

③ 統計手法の適用に関する研修

であり、実態は、統計研修所が①～③、全国統計協会連合会及び都道府県が①と②に関する研修を実施している。また、研修の期間と内容は、統計の紹介または基礎に関する研修、理論及び応用を中心とした研修、特定分野に焦点を当てた研修等、その目的に応じて相異及び特徴がある。しかし、研修は講義、演習、討論等を通じて、基本的には統計実務を円滑、正確かつ効率良く処理できる人材を、あるいは広くあるいは層厚く育成するために実施されていることには変りがない。

行政機関の職員を対象とした研修の意義は、次の3点に要約されるであろう。

- ① 実務に必要な統計理論を、講義演習などにより習得する……統計に対する理解と親しみを深める。
- ② 統計行政、並びに統計調査の企画、実施から、結果の製表、分析、統計の活用に至る広範な流れの中で、自分の仕事がどのような位置にあるかを知る……統計業務全般に関して認識を深める。
- ③ 研修生がお互いを知り合う……行政機関の職員として、広く統計の整備、活用に寄与し合う。

また、研修の効果については、次のように考えられよう。研修生は、限られた短い期間で、一気に統計の深奥に達するのは到底無理なことである。すべての研修に共通なことであるが、研修においては、一般に、自分で問題を解決して行くための物の考え方と、考え方のヒントを会得すること、及び統計に関する常識を豊富にすることを目的として努力することが肝要である。講義、演習等も、このようなことを目的として展開されるのである。これらを背景に、研修の効果は、研修前と多少でも異なった感覚と広い眼で、研修後の業務処理ができることにあると言える。

したがって、研修後は、統計に関する問題解決に当たって、自ら解決の糸口を見つけ、効率の良い解決方法を組立て、解決して行く習慣を養うことを修了生に期待したい。そうすることにより、統計に関する諸知識が、初めて常識として定着するようになる。

問題を科学的に考察、整理または処理する基礎的手段として、統計は、今後一層その需要を増して行くことであろう。それに伴い、今後とも一層充実した統計研修が企画し実施されることを、併せて期待するものである。

歩み続けて300号

「統計いばらき」が今月号で300号を迎えました。一口に300号と言っても、昭和28年1月に「茨城調査時報」として復刊されてから実に26年余の年月が経ったことになる訳です。よくもまあ、飽きもせず続いたものだと思います。統計はその時代、その時代の裏方ですから、休刊せずには続くことは、それなりの意味があると思います。

この機会ですから、昔からの題名の変遷をみてみると以下のとおりです。

茨城統計(隔月) 昭和10年1月号(No.1)～昭和15年3月号(No.30)

——(中 断)——

茨城調査時報 昭和28年1月号(No.1)～昭和33年3月号(No.63)

統計茨城 昭和33年4月号(No.64)～昭和51年4月号(No.266)

統計いばらき 昭和51年5月号(No.267)～今月号(No.300号)

また、復刊第1号には、現在でも日本統計界の重鎮である森田優三先生(現在亜細亜大教授)や、東京都知事的美濃部亮吉氏からの復刊を祝う言葉が掲載されているので、紹介すると共に読み直して初心に帰ろうと思う。

復刊をよろこぶ

行政管理庁統計基準部長
美濃部 亮 吉

永年の待望であった「機関誌」の復刊は、茨城県下の統計関係者の大きなよろこびに違いない。

かえりみれば戦後の再建途上の地方統計界において、茨城県は独自の分野を開拓し、確固たる地歩を築いてきた。県統計協会の充実と強化、地方事務所調査課の設置による地方調査網の整備、各郡別に行われる統計大会その他の活潑な行事の数々、1950年センサス記念統計館の建設等われわれの知っているものだけでも枚挙にいとまなくらいである。そして他県の追従を許さないような思いきった企画が多いのである。

このような企画は、いずれも村田課長によってたてられ、そして実行されたものであるから、村田課長の努力に負うところが大きいことは万人の認めるところであるようだ。しかし私は、それらの独創的な企画を受け入れることができる県民性がなかったならば、今日の成功をもたらすはしなかったであろうと思う。すなわち永い歴史のうちに培われた進取の気風が県民性となり、これが文明の利器としての統計への積極的関心となり、今日の茨城県の統計の振興をもたらす要因となっているものと考えらる。

戦後順風に帆をあげたような統計の発達に伴って膨張した統計機構は、多難な前途が横たわっている。しかし中央地方の統計家は手を携えて、著しく前進した国民の統計思想を一步も後退させないように努めなければならない。

この意味において、私は「機関誌」の復刊をよろこぶとともに、貴県下の統計家の一そうの御努力を望む次第である。

祝 復 刊

総理府統計局長
森 田 優 三

茨城県統計協会は創立以来活潑な活動を続けて来られた。地方ブロックの研究活動も極めて盛んであるし、まだ拝見していないが他県にその例を見ない統計館も経営しておられる。今回、暫く中断されていた「機関誌」の復刊をみることになったのは錦上更に花を添えるものであって、誠にお芽出たいことである。謹んで祝意を表し、協会員各位の御熱意に敬意を表したい。

茨城県では地方ブロック毎にしばしば研究会が催されて見るべき成績をあげられておられるのであるが、この種の集会は回数に制限があってそう度々開くというわけにもいかない。その上、集会で耳から吸収する知識は必ずしもその全部が記憶に残るとは申されない。これに対して「機関誌」は任意の回数発行することができ、日夕手許においてその記事は読む人の努力次第で一字残さず脳裡におさめることができる。統計事務にたずさわる人達はその知見をひろめる手段として用うる最良の方法であると思う。

高度化した今日の統計実務にたずさわる人は、絶えず自ら求めて理論と実践の進歩に遅れをとらない心構えが大切である。本誌が精選された記事によって、協会員各位のこうした真摯な要請をみとすことができれば、茨城県の統計業務は更に光輝を増し、ひいては県政を裨益すること極めて大なるものある可きを信じて疑わない。

復刊に際し、本誌の今後に絶大な期待を寄せ、一言祝辞とする次第であります。

減少つづく耕地面積

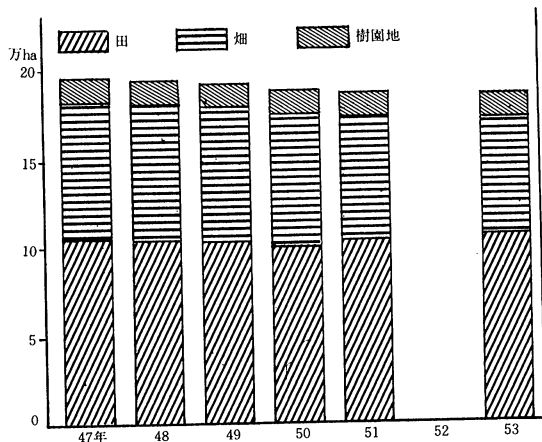
—しいたけ栽培も調査項目に—

5 経営耕地面積

総経営耕地面積は184,310ヘクタールで、前回(51年)に比べて1,767ヘクタール(0.9%)の減となり、これは年々減少している。この内訳をみると、田が105,281ヘクタール(2.3%増)、畑が65,306ヘクタール(5.2%減)、樹園地が13,723ヘクタール(3.7%減)となった。

総経営耕地面積のうち田は57.2%を占めており、前回調査時より2,338ヘクタール増となっている。田の内訳を前回と比べてみると、「普通田」88,175ヘクタール(0.2%増)、「陸田」の14,105ヘクタール(20.6%増)、「その他の田」

図-10 経営耕地面積の推移



が1,352ヘクタール(23.4%増)、「作付けしなかった田」が1,649ヘクタール(23.8%減)となり、「陸田」及び「その他の田」が増加している。

表-7 地域別経営耕地面積

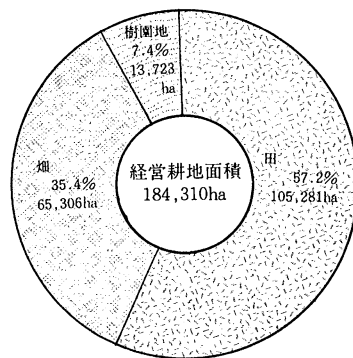
区分	農家数	経営耕地面積		農家1戸当たりの経営面積									
				田	畑	樹園地	合計	田	畑	樹園地			
全 県	175,300	184,310	100.0	105,281	57.2	65,306	35.4	13,723	7.4	1.05	0.60	0.37	0.08
県北地域	64,750	56,926	100.0	29,372	51.6	22,299	39.2	5,255	9.2	0.88	0.46	0.34	0.08
鹿行 "	19,892	22,566	100.0	10,377	46.0	11,356	50.3	833	3.7	1.13	0.52	0.57	0.04
県南 "	48,248	57,814	100.0	35,830	62.0	16,643	28.8	5,341	9.2	1.20	0.75	0.34	0.11
県西 "	42,410	47,004	100.0	25,702	63.2	15,008	31.9	2,294	4.9	1.11	0.71	0.35	0.05

(単位: 戸, ha, %)

畑の耕地面積を内訳ごとに前回と比べてみると、「普通畑」59,659ヘクタール(5.4%減)、「牧草専用地」が1,694ヘクタール(23.2%増)、「作付けしなかった畑」が3,953ヘクタール(11.4%減)となった。

樹園地の耕地面積を前回と比べると、「果樹園」が7,940ヘクタール(1.5%減)、「茶園」が757ヘクタール(2.4%増)、「桑園」が4,551ヘクタール(7.0%減)、「その他の樹園地」が475ヘクタール(13.9%減)となった。

図-11 経営耕地の構成



次に経営耕地面積を地域別にみると、田の割合が一番高いのは県西地域の63.2%で、次いで県南地域の62.0%となっている。畑では鹿行地域の50.3%が最も高く、次いで県北地域の39.2%となっている。

また1戸当たりの経営耕地面積は農家数の減少により前回より0.01ヘクタール増の1.05ヘクタールとなった。

昭和三十九年農業基本調査結果(続)

6 施設園芸

施設農家数は6,671戸となり、前回(51年)に比べて3.8%減少した。

地域別にみても鹿行地域が前回より4.8%増加したほか、他の地域は2.6%~15.1%の減少となった。

次に施設面積は2,537,515坪となり、前回に比べて146,797坪(6.1%)の増となった。これを地域別に前回と比較してみると、県北地域が22.6%と最も多く増加し、次いで県西地域の5.6%、鹿行地域の3.5%とそれぞれ増加した。また、県南地域については0.2%とわずかながら減少した。

施設農家1戸当たりの施設面積は380.4坪となり、前回に比べて35.6坪(10.3%)の増加となった。これを地域別にみても

図-12 地域別施設農家数

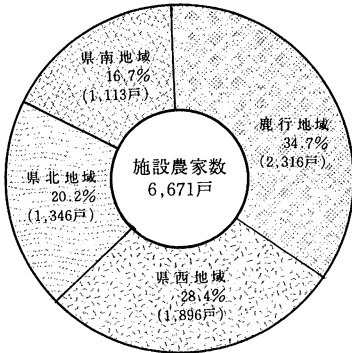
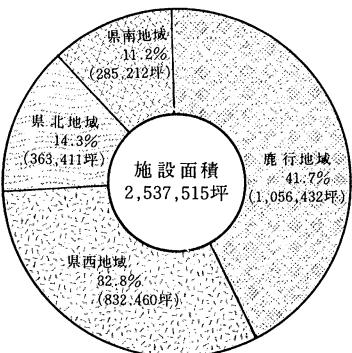


図-13 地域別施設面積



ると鹿行地域が456.1坪と最も多く、次いで県西地域の439.1坪、県北地域の270.0坪、県南地域の256.3坪の順になっている。

7 しいたけ栽培

今回より新たに調査した「しいたけ栽培」については、しいたけ栽培農家数3,272戸、そのほだ木本数が9,623,521本となった。

地域別にみると、県北地域の割合が高く農家数で48.2%、

図-14 地域別しいたけ栽培農家の割合

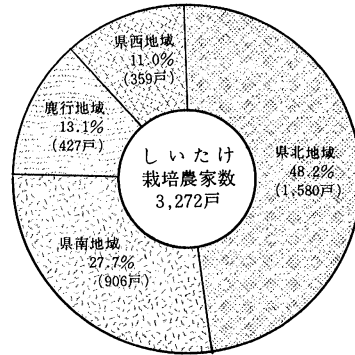
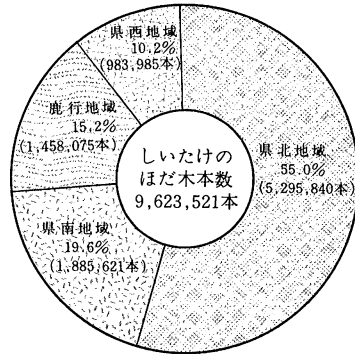


図-15 地域別しいたけほだ木本数の割合



ほだ木本数で55.0%を占めている。

また、しいたけ栽培施設農家は1,709戸、その施設面積は61,302坪となった。地域的にみると、これも県北地域が施設農家については45.3%、施設面積についても47.3%と高率を示している。

調査から

なお、1戸当たりのほだ木本数は2,941本、1戸当たりの施設面積は35.9坪となっている。

8 家畜・家きん

前回(51年)に比べ、家畜・家きんの飼育戸数が8.4%

表-8 家畜・家きんの飼育戸数と頭羽数

(単位：戸，頭，羽，%)

区 分	昭 和 51 年		昭 和 53 年		増 減 率		1戸当たり飼育頭羽数		
	戸 数	頭 羽 数	戸 数	頭 羽 数	戸 数	頭羽数	昭和51年	昭和53年	
乳 用 牛	2,954	41,523	2,678	52,098	△ 9.3	25.5	14.1	19.5	
肉 用 牛	6,177	23,852	5,585	27,672	△ 9.6	16.0	3.9	5.0	
豚	子取り用めす豚	10,810	48,518	9,723	51,621	△10.1	6.4	4.5	5.3
	肥 育 中 の 豚	7,309	320,790	6,694	363,227	△ 8.4	13.2	43.9	54.3
	売 予 定 の 子 豚 そ の 他 の 豚	2,618	65,302	2,187	63,912	△16.5	△ 2.1	24.9	29.2
にわとり	6 カ 月 以 上	8,606	1,417,543	5,333	1,686,325	△38.0	19.0	164.7	316.2
	6 カ 月 未 満	1,561	523,010	1,104	561,717	△29.3	7.4	335.0	508.8
ブ ロ イ ラ ー	386	2,424,260	319	2,486,330	△17.4	2.6	6,280.5	7,794.1	

種類別に飼育規模別農家数をみると、「2歳以上の乳用牛」は10～15頭の農家が590戸(25.3%)と多く、次いで16～29頭(22.5%)、7～9頭(12.2%)、5～6頭(12.2%)の順になっている。

これを規模別に前回と比較してみると、16頭以上の農家が796戸で前回より129戸(19.3%)増加している。

「肥育中の牛」については、1頭の農家が1,705戸(47.7%)と最も多く、次いで5頭以上の824戸(23.0%)、2頭の農家が653戸(18.3%)となっている。

これを規模別に前回と比べてみると、2頭以上の農家が1,872戸で前回より151戸(8.8%)の増加となった。

「肥育中の豚」については、1～9頭の農家が1,944戸(29.1%)と多く、次いで10～19頭の農家が1,239戸(18.5%)、50～99頭の農家が897戸(13.4%)の順になっている。

表-9 2歳以上の乳用牛の飼育規模別農家数

(単位：戸，%)

区 分	飼育農家数	1～2頭	3～4頭	5～5頭	7～9頭	10～15頭	16～29頭	30～49頭	50頭以上	
昭 和 51 年	2,496	235	277	358	362	597	470	169	28	
53 年	2,320	180	187	283	284	590	521	225	50	
構 成 比	51 年	100.0	9.4	11.1	14.3	14.5	23.9	18.8	6.8	1.2
	53 年	100.0	7.8	8.1	12.2	12.2	25.3	22.5	9.7	2.2

～38.0%とそれぞれ減少したが、飼育頭羽数については、豚の「売予定の子豚・その他の豚」が2.1%減少したほかは6.4%～47.1%とそれぞれ増加したため、飼育農家1戸当たりの頭羽数が17.3%～92.0%とそれぞれ増加した。

これを前回と比べてみると、100頭以上の飼育農家が129戸(13.5%)増加している。

「6カ月以上の採卵鶏」については、1～49羽の農家が4,677戸(87.7%)と非常に多い。

これを前回と比べてみると、2,000羽以上の飼育農家が18戸(9.5%)増加している。

また、1戸当たりの平均飼育羽数は316.2羽であり、飼育農家に占める平均以上の農家の割合は7.7%と低いものになっている。これは、これらの農家の中に1戸で数千羽、数万羽を飼育する大規模養鶏農家が含まれていることを示している。

「ブロイラー」については、1,000～2,999羽の農家が81戸(25.4%)、次いで10,000羽以上の農家が74戸(23.2%)の順となっており、前回と比べてみると5,000羽以上の規模の農家において8戸(5.1%)の減となった。

表-10 肥育中の牛の飼育規模別農家数

(単位：戸，%)

区 分		飼育農家数	1 頭	2 頭	3 頭	4 頭	5 頭以上
昭 和	51 年	3,740	2,019	622	256	118	725
	53 年	3,577	1,705	653	262	133	824
構 成 比	51 年	100.0	54.0	16.6	6.8	3.2	19.4
	53 年	100.0	47.7	18.3	7.3	3.7	23.0

表-11 肥育中の豚の飼育規模別農家数

(単位：戸，%)

区 分		飼育農家数	1～9 頭	10～19 頭	20～29 頭	30～49 頭	50～99 頭	100～299 頭	300～499 頭	500 頭以上
昭 和	51 年	7,309	2,489	1,312	797	844	913	754	131	69
	53 年	6,694	1,944	1,239	738	793	897	825	160	98
構 成 比	51 年	100.0	34.1	18.0	10.9	11.5	12.5	10.3	1.8	0.9
	53 年	100.0	29.1	18.5	11.0	11.8	13.4	12.3	2.4	1.5

表-12 6カ月以上の採卵鶏の飼育規模別農家数

(単位：戸，%)

区 分		飼育農家数	1～49 羽	50～99 羽	100～299 羽	300～499 羽	500～999 羽	1000～1999 羽	2000～4999 羽	5000 羽以上
昭 和	51 年	8,606	7,723	204	220	69	103	98	111	78
	53 年	5,333	4,677	106	137	46	90	70	125	82
構 成 比	51 年	100.0	89.7	2.4	2.6	0.8	1.2	1.1	1.3	0.9
	53 年	100.0	87.7	2.0	2.6	0.9	1.7	1.3	2.3	1.5

表-13 ブロイラーの飼育規模別農家数

(単位：戸，%)

区 分		飼育農家数	999 羽以下	1000～2999 羽	3000～4999 羽	5000～9999 羽	10000 羽以上
昭 和	51 年	386	65	105	60	71	85
	53 年	319	37	81	53	74	74
構 成 比	51 年	100.0	16.8	27.2	15.5	18.5	22.0
	53 年	100.0	11.6	25.4	16.6	23.2	23.2

9 農用機械

農用機械の所有台数は、前回(51年)と比較可能なものについて「動力脱穀機」及び「米麦用乾燥機」を除く、それぞれが増加している。とくに「農用トラクター」91.0%、「動力田植機」55.0%、「コンバイン」52.8%と高い増加率を示している。

表-14 農用機械所有台数

(単位：台，%)

区 分	動 力 耕うん機	農用トラクター	防 除 機			動 力 田植機	育苗機	動 力 刈取機	米麦用乾燥機	ハーベスター	動 力 脱穀機	コンバイン	農用トラック
			動 力 噴霧機	動 力 散粉機	走行式動力除草機								
総 数	51年	152,816	11,708	—	—	32,776	26,454	53,357	95,468	—	103,774	14,225	36,541
	53年	155,393	22,364	45,652	20,467	2,144	50,819	31,337	58,687	89,810	8,547	△89,238	21,742
増 減 率	1.7	91.0	—	—	—	55.0	18.5	10.0	5.9	—	△ 14.0	52.8	21.5

△は減

なお、「米麦用乾燥機」の減少は、「ライスセンター」等 集団の大規模乾燥施設の建設により減少し、「動力脱穀機」の減少は、農家労働力の省力化のため、「ハーベスター」及び「コンバイン」に買い替えたためと思われる。

さらに、全般的に農用機械が増加していることは、農業 従事日数が減少し、農家における労働の合理化を推進させていく、一要因になっている。(農林統計担当)

1 主 要

茨 城 県

年 月	世 帯 と 人 口			金 融 機 関 預 貸 金 (増 減)		手 形 交 換 高		百 貨 店 売 上 高	鋳 工 業 生 産 指 数 (鋳 工 業 総 合)
	世 帯	人 口	人 口 増 加 率	実 質 預 金	貸 出 金	枚 数	金 額		
	世 帯	人	%	億 円	円	千 枚	百 万 円	百 万 円	昭 50 年 = 100
昭和50年	590 131	2 342 198	20.81	3 385	1 472	1 618	1 127 165	41 237	100.0
51	602 414	2 378 220	15.38	3 639	1 626	2 028	1 405 144	46 418	119.7
52	614 850	2 415 580	15.71	3 523	1 860	2 540	1 792 009	48 376	134.5
52.11	615 745	2 418 693	1.23	593	44	208	135 161	3 703	137.6
12	616 793	2 421 659	1.51	1 062	573	256	185 704	6 631	136.6
53. 1	617 623	2 425 327	1.11	△ 844	△ 278	184	147 172	3 912	127.0
2	618 407	2 428 012	0.95	△ 68	215	196	136 759	3 248	134.1
3	619 064	2 430 324	1.36	1 044	328	217	155 153	4 262	145.9
4	621 133	2 433 625	2.98	△ 218	2	182	147 745	3 855	145.7
5	625 283	2 440 899	2.50	321	△ 367	243	174 814	4 055	138.8
6	627 292	2 447 003	1.36	661	159	215	168 072	4 094	142.0
7	628 385	2 450 335	1.37	330	251	223	158 656	4 877	150.5
8	629 244	2 453 683	r 2.25	44	114	214	160 479	3 385	144.8
9	630 907	2 459 197	1.06	1 098	606	210	154 188	3 623	157.2
10	631 560	2 461 806	…	△ 163	△ 4	211	160 232	4 481	154.3
資 料	県 統 計 課			日 本 銀 行 水 戸 事 務 所					

全 国

年 月	人 口		銀 行 券 発 行 高	全 国 銀 行 勘 定		手 形 交 換 高		百 貨 店 売 上 高	鋳 工 業 生 産 指 数 (鋳 工 業 総 合)
	人 口	人 口 増 加 率		実 質 預 金	貸 出 金	枚 数	金 額		
	千 人	%	億 円 (年 月 末)			千 枚	億 円	億 円	昭 50 年 = 100
昭和50年	111 937	17.15	126 171	855 129	887 672	407 201	7 530 833	40 651	100.0
51	113 086	10.26	140 200	969 248	986 722	419 296	8 178 295	44 085	111.1
52	114 365	11.31	154 380	1 083 871	1 081 046	425 223	9 128 121	46 413	115.6
52.11	114 256	0.74	124 396	1 066 648	1 055 776	34 513	749 691	3 786	118.5
12	114 340	0.22	154 380	1 083 871	1 081 046	43 403	935 486	7 332	121.1
53. 1	114 365	1.10	129 093	1 062 900	1 077 731	30 313	724 361	3 153	107.2
2	114 491	0.45	132 683	1 068 684	1 084 536	32 870	725 375	3 026	113.7
3	114 542	0.71	134 191	1 105 517	1 101 995	36 265	905 054	4 107	127.5
4	114 624	0.58	134 279	1 121 199	1 102 985	30 877	815 570	3 687	123.0
5	114 690	1.11	127 231	1 141 245	1 094 471	39 435	910 011	3 549	119.7
6	114 817	0.71	136 630	1 156 940	1 112 292	35 489	865 555	3 672	124.8
7	114 898	…	139 176	1 157 322	1 121 880	38 248	836 591	5 165	124.6
8	p 114 950	…	134 873	1 160 793	1 127 184	35 536	820 802	3 262	118.2
9	p 115 090	…	135 544	1 185 026	1 142 971	34 925	884 063	3 359	129.0
10	p 115 190	…	135 758	1 168 783	1 142 995	35 150	878 574	4 105	127.1
資 料	総 理 府 統 計 局		日 本 銀 行 統 計 局						通 産 省

(注) ※は年度数値。世帯と人口の各年の数値は10月1日現在。
 全国の産業用大口電力消費量は9電力会社の計。

指 標

茨 城 県

調査産業 平均賃金	賃金指数	雇用指数	有 効 求人倍率	消 費 者 物 価 指 数 (水戸市)	家計消費支出 (水戸市) (勤労者)	産 業 用 電力消費量 (50KW以上)	建 築 着 工		年 月
							工 事 費 額 予 定	床 面 積	
円	昭50年=100		倍	昭50年=100	円	千KWh	百万円	千m ²	
166 470	100.0	100.0	※ 0.81	100.0	158 185	※ 3 730 583	400 541	5 360	昭和50年
186 008	113.2	102.3	※ 1.05	109.1	177 776	※ 4 454 759	389 268	5 520	51
200 576	122.6	103.1	※ 0.88	118.1	205 847	※ 4 674 525	443 419	5 643	52
160 343	98.0	103.5	0.89	119.4	201 940	398 072	47 672	530	52. 11
467 265	285.6	103.0	0.82	117.6	342 372	386 373	35 575	438	12
160 636	98.2	102.4	0.81	119.0	183 194	366 950	28 232	354	53. 1
158 971	97.2	102.0	0.75	119.7	172 305	380 950	40 324	499	2
175 155	107.1	101.7	0.81	120.6	356 521	391 225	40 141	449	3
164 778	100.7	104.0	0.79	121.7	212 702	391 261	51 663	568	4
165 525	101.2	103.5	0.83	123.4	184 115	453 343	54 354	577	5
343 172	209.8	103.4	0.89	122.6	206 424	444 725	50 138	558	6
240 458	147.0	102.9	0.84	123.0	206 802	434 318	50 264	630	7
166 777	101.9	103.0	0.97	123.3	165 313	420 667	39 254	469	8
167 238	102.2	103.0	0.99	123.9	154 479	427 374	39 568	474	9
168 484	103.9	102.4	1.03	126.2	196 443	456 520	47 616	538	10
県 統 計 課			県職業 安定課	県 統 計 課	東京電力 茨城支店	建 築 指 導 課	資 料		

全 国

調査産業 平均賃金	賃金指数	雇用指数	有 効 求人倍率	消 費 者 物 価 指 数	家計消費支出 (勤労者)	産業用大口 電力消費量	建 築 着 工		年 月
							工 事 費 額 予 定	床 面 積	
円	昭50年=100		季調済	昭50年=100	円	百万KWh	億円	千m ²	
177 213	100.0	100.0	0.61	100.0	166 032	※ 164 836	146 766	196 292	昭和50年
200 242	112.8	98.3	0.64	109.3	180 662	※ 178 080	164 082	215 474	51
219 616	123.2	97.9	0.56	118.1	197 937	※ 177 570	177 658	218 509	52
173 455	97.3	97.4	0.52	119.4	183 851	14 869	14 876	18 147	52.11
512 389	287.4	97.0	0.53	119.1	299 239	14 667	15 119	18 449	12
177 872	99.8	96.2	0.52	119.6	185 896	13 927	12 496	15 041	53. 1
170 499	95.6	95.9	0.54	120.1	173 737	13 761	13 750	16 430	2
192 601	108.0	95.8	0.55	121.2	217 609	15 042	16 020	19 385	3
178 585	100.2	97.9	0.55	122.5	202 330	14 367	17 430	20 681	4
176 910	99.2	97.7	0.53	123.2	191 221	14 780	14 816	17 707	5
321 808	180.5	97.5	0.54	122.5	204 501	15 273	19 291	22 868	6
316 994	177.8	p 97.3	0.56	123.0	224 158	15 887	19 608	23 134	7
197 031	110.5	p 96.9	0.57	123.1	208 343	15 276	16 803	19 184	8
180 624	101.3	p 96.5	0.58	124.6	186 669	15 269	16 101	18 258	9
p 183 470	p 102.9	p 96.3	0.58	124.8	196 578	p 15 465	16 990	19 210	10
労 働 省			総 理 府 統 計 局	通 産 省	建 設 省	資 料			

2 人 口

2-1 世帯、人口および人口移動

(単位：世帯、人)

年月日	世帯数	人 口			増減数	人 口 移 動				外国人 増 減
		総 数	男	女		自 然 動 態		社 会 動 態		
						出 生	死 亡	転 入	転 出	
50.10.1	590 131	2 342 198	1 159 707	1 182 491	39 059	40 027	16 641	129 716	114 166	123
51.10.1	602 414	2 378 220	1 178 688	1 199 532	35 593	39 596	16 645	124 726	112 044	△ 40
52.10.1	614 850	2 415 580	1 198 814	1 216 766	37 832	38 469	16 255	125 809	110 465	274
53. 1.1	617 623	2 425 327	1 203 796	1 221 531	3 668	3 119	1 324	9 099	7 174	△ 52
2.1	618 407	2 428 012	1 205 144	1 222 868	2 685	3 320	1 776	7 657	6 504	△ 12
3.1	619 064	2 430 324	1 206 300	1 224 024	2 312	2 961	1 588	8 079	7 192	52
4.1	621 133	2 433 625	1 208 067	1 225 558	3 301	3 327	1 481	24 782	23 326	△ 1
5.1	625 283	2 440 899	1 212 089	1 228 810	7 220	2 907	1 279	19 141	13 549	—
6.1	627 292	2 447 003	1 215 663	1 231 340	6 104	3 434	1 306	12 324	8 371	23
7.1	628 385	2 450 335	1 217 351	1 232 984	3 332	3 115	1 245	8 353	6 896	5
8.1	629 244	2 453 683	1 218 981	1 234 702	3 348	3 156	1 266	8 308	6 803	△ 47
9.1	630 907	2 459 197	1 221 835	1 237 362	5 514	3 328	1 200	10 908	7 527	5
10.1	631 560	2 461 806	1 223 059	1 238 747	2 609	3 154	1 182	7 147	6 550	40
11.1	632 814	2 465 251	1 225 019	1 240 232	3 445	3 203	1 311	8 875	7 376	54
12.1	634 063	2 468 525	1 226 627	1 241 898	3 274	2 941	1 264	8 688	7 104	13

(注) 人口移動のうち (1) 昭和50年～昭和52年については各年の年間数値を示す。

資料：県統計課

(2) 昭和52年～昭和53年の月別人口移動については前月の月間数値を示す。

昭和50年10月1日の世帯数、人口については、国勢調査の確定数である。

2-2 市町村別人口と世帯

(単位：人、世帯)

市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	53 年 12 月 1 日			市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	53 年 12 月 1 日		
		人口総数	対前月 人口増加	世帯数			人口総数	対前月 人口増加	世帯数
総 数	2 342 198	2 468 525	3 261	634 063	竜ヶ崎市	40 565	42 373	34	11 125
市 部	1 160 352	1 215 995	1 462	333 695	那珂湊市	33 147	32 966	△ 8	8 527
郡 部	1 181 846	1 252 530	1 799	300 368	下妻市	29 235	30 247	59	7 361
					水海道市	38 820	39 875	43	9 525
水戸市	197 953	210 227	394	65 297	常陸太田市	35 322	35 848	12	9 239
日立市	202 383	203 590	93	56 842	勝田市	79 996	87 406	35	23 112
土浦市	104 028	109 432	229	31 103	高萩市	30 982	31 687	30	8 746
古河市	55 973	56 376	41	15 501	北茨城市	44 332	45 547	△ 9	12 178
石岡市	43 679	46 708	86	12 715	笠間市	30 909	31 131	9	7 824
下館市	57 778	59 942	45	15 071	取手市	52 816	64 492	302	18 461
結城市	44 130	48 449	41	10 208	岩井市	38 304	39 699	26	8 860

市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	53年12月1日			市町村	昭和50年 10月1日 人口総数	53年12月1日		
		人口総数	対前月 人口増加	世帯数			人口総数	対前月 人口増加	世帯数
東茨城郡	132 357	136 345	103	32 913	稲敷郡	126 952	145 058	396	35 934
常澄村	9 247	9 550	21	2 111	江戸崎町	12 176	12 745	17	3 127
茨城町	30 574	32 001	21	7 417	美浦村	8 161	12 984	33	3 590
小川町	17 251	18 000	32	4 350	阿見町	29 737	32 072	43	8 217
美野里町	17 159	18 415	39	4 376	牛久町	27 674	34 209	215	8 971
内原町	13 659	14 224	18	3 164	茎崎村	8 305	11 918	115	2 957
常北町	10 549	10 585	△ 2	2 703	新利根村	8 591	8 734	△ 5	1 939
桂村	6 896	6 827	△ 15	1 778	河内村	11 657	11 554	△ 20	2 568
御前山村	5 356	5 220	4	1 345	桜川村	7 866	7 949	10	1 801
大洗町	21 666	21 523	△ 15	5 669	東村	12 785	12 893	△ 12	2 764
西茨城郡	64 502	66 646	13	16 176	新治郡	92 758	105 538	232	24 944
友部町	24 146	25 660	13	6 430	出島村	17 152	17 533	27	4 049
岩間町	15 012	15 352	△ 3	3 716	玉里村	6 126	6 733	23	1 575
七会村	3 015	2 934	1	672	八郷町	27 483	27 856	17	6 209
岩瀬町	22 329	22 700	2	5 358	千代田村	18 634	20 030	57	5 021
那珂郡	111 760	116 785	119	29 893	新治村	8 549	8 673	3	2 015
東海村	25 151	28 063	51	7 061	桜村	14 814	24 713	105	6 075
那珂町	34 213	36 671	61	9 467	筑波郡	91 789	98 746	236	23 407
瓜連町	7 117	7 149	11	1 728	谷田部町	22 225	24 078	64	5 885
大宮町	23 489	24 058	27	6 260	伊奈村	15 250	18 544	130	4 457
山方町	9 864	9 480	△ 14	2 500	谷和原村	10 152	10 228	△ 16	2 256
美和村	6 151	5 817	△ 1	1 423	豊里町	10 898	11 503	4	2 570
緒川村	5 775	5 547	△ 16	1 454	筑波町	22 011	22 374	30	5 275
久慈郡	55 967	54 089	13	13 674	大穂町	11 253	12 019	24	2 964
金砂郷村	11 310	10 994	14	2 722	真壁郡	74 377	76 865	43	17 596
水府村	8 284	7 973	△ 2	2 000	関城町	14 845	15 481	1	3 437
里美村	5 507	5 254	5	1 342	明野町	16 521	17 323	27	3 992
大子町	30 866	29 868	△ 4	7 610	真壁町	20 685	20 857	△ 7	4 950
多賀郡	10 127	10 786	△ 13	2 798	大和村	7 319	7 423	22	1 600
十王町	10 127	10 786	△ 13	2 798	協和町	15 007	15 781	—	3 617
鹿島郡	157 297	163 483	163	39 173	結城郡	49 506	50 983	11	11 180
旭村	10 217	10 422	15	2 274	八千代町	22 160	22 522	△ 2	4 712
銚田町	26 643	27 003	△ 23	6 527	千代川村	8 126	8 388	13	1 879
大洋村	9 517	9 656	△ 5	2 209	石下町	19 220	20 073	—	4 589
大野村	11 104	12 266	6	2 879	猿島郡	100 055	106 097	147	23 531
鹿島町	37 126	37 970	83	9 008	総和町	32 074	34 734	40	7 962
神栖町	29 974	32 158	49	8 227	五霞村	8 636	8 648	△ 10	1 765
波崎町	32 716	34 008	38	8 049	三和町	20 842	23 184	82	5 157
行方郡	69 983	71 071	△ 1	16 842	猿島町	14 156	14 450	△ 4	2 888
麻生町	18 194	18 075	△ 13	4 125	境町	24 347	25 081	39	5 759
牛堀町	6 837	6 760	△ 1	1 637	北相馬郡	44 416	50 038	337	12 307
潮来町	20 670	21 785	4	5 569	守谷町	14 505	16 296	22	3 948
北浦村	10 921	11 010	6	2 417	藤代町	20 407	23 235	68	5 847
玉造町	13 361	13 441	3	3 094	利根町	9 504	10 507	247	2 512

(注) (1) 「人口増加」は住民基本台帳に基づいたもので、外国人は含まない。

資料：県統計課

3 労 働

3-1 産業別賃金指数

(昭和50年=100)

年 月	調 査 産 業 計		建 設 業	製 造 業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電 気・ガ 斯 水 道 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
	サ ー ビ ス 業 を 含 む	サ ー ビ ス 業 を 除 く							
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	113.2	112.8	105.6	112.6	114.8	121.5	113.8	109.0	114.0
52	122.6	122.6	102.5	122.9	124.5	132.7	126.4	121.3	121.2
52.12	285.6	276.4	216.0	276.5	253.8	355.2	284.6	316.1	312.3
53. 1	98.2	98.0	101.5	96.9	114.7	93.5	97.4	91.2	97.6
2	97.2	98.0	93.9	98.4	105.0	90.4	98.8	91.3	93.2
3	107.1	101.2	91.7	99.0	103.5	99.4	117.6	100.3	124.4
4	100.7	101.4	101.1	102.2	106.2	97.9	99.4	90.4	96.9
5	101.2	102.7	92.8	105.0	103.4	92.4	101.1	99.6	94.5
6	209.8	202.5	100.0	211.8	140.5	306.9	181.6	289.5	228.5
7	147.0	160.4	147.2	164.8	191.2	126.2	150.3	94.8	101.7
8	101.9	103.6	95.5	103.9	109.6	93.7	109.8	94.3	94.8
9	102.2	104.3	91.4	106.4	108.5	91.5	104.8	93.5	93.8
10	r 104.5	r 105.7	95.2	106.4	r 109.1	92.6	113.2	94.6	98.7
11	105.0	106.8	97.5	108.4	108.0	102.6	107.5	94.2	97.6

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-2 産業別雇用指数

(昭和50年=100)

年 月	調 査 産 業 計		建 設 業	製 造 業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電 気・ガ 斯 水 道 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
	サ ー ビ ス 業 を 含 む	サ ー ビ ス 業 を 除 く							
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	102.3	101.5	91.5	101.0	111.2	93.3	104.0	103.3	106.1
52	103.1	101.9	95.9	101.5	113.8	85.9	103.4	104.7	108.6
52.12	103.0	101.7	100.4	101.1	113.8	85.0	102.9	103.7	109.0
53. 1	102.4	101.0	99.9	100.3	112.1	84.8	102.7	102.9	108.7
2	102.0	100.5	100.0	99.7	111.3	85.2	102.6	102.8	108.9
3	101.7	100.0	100.8	98.9	112.6	85.4	101.7	101.9	109.5
4	104.0	102.1	102.1	100.8	117.1	90.5	101.9	110.9	112.2
5	103.5	101.6	99.9	100.3	117.5	90.9	101.3	106.1	112.3
6	103.4	100.9	96.1	99.7	117.0	90.1	101.0	104.2	114.6
7	102.9	100.8	99.8	99.4	117.4	90.0	100.7	104.6	112.2
8	103.0	101.0	99.9	99.8	116.6	90.6	100.7	104.1	112.0
9	103.0	101.0	98.7	99.8	116.9	90.5	101.1	104.2	111.7
10	102.4	100.3	95.8	99.1	r 116.7	90.0	100.2	103.5	111.8
11	102.6	100.6	97.3	99.4	116.9	89.7	100.2	103.2	111.9

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-3 労働時間

(単位：1人1ヵ月当たり，時間)

年 月	調査産業計		建設業	製造業	卸 売 小 売 業	金 融 保 險 業	運 輸 通 信 業	電気・ガス 水 道 熱供給業	サービス業	所定内 労働時間
	サービス 業を含む	サービス 業を除く								調査産業計 (サービス 業を含む)
昭和50年	171.5	171.0	189.9	166.3	182.3	158.0	185.0	167.6	173.7	161.9
51	179.6	178.9	187.9	177.2	174.5	164.1	195.8	167.3	182.5	165.9
52	180.3	179.7	193.3	178.0	171.8	166.6	197.9	167.9	182.8	166.0
52.12	185.0	186.2	203.3	184.9	174.0	176.7	203.0	174.7	179.4	169.0
53. 1	165.0	164.3	183.8	161.1	162.2	156.9	181.1	157.8	167.8	152.4
2	179.4	179.9	199.5	179.8	170.6	153.7	190.3	161.3	177.7	164.4
3	178.4	176.7	199.0	174.3	163.3	168.8	195.9	176.2	185.1	162.6
4	186.2	187.3	195.5	188.6	176.8	166.6	195.1	164.1	181.9	170.9
5	172.0	169.4	185.0	166.1	167.2	165.2	188.2	161.1	182.5	157.3
6	191.5	190.5	207.3	190.0	178.9	176.9	204.5	177.8	195.0	175.8
7	188.3	188.4	207.7	187.6	179.2	168.8	202.7	172.7	188.0	172.5
8	172.4	170.3	196.2	165.4	167.4	165.4	193.0	174.1	180.6	158.5
9	184.4	184.9	190.7	186.3	171.0	159.8	198.3	162.6	182.3	167.9
10	r 182.1	r 181.8	197.8	181.5	r 168.6	160.9	197.0	173.6	183.9	164.8
11	182.8	183.2	203.8	182.2	173.9	161.9	200.3	161.9	180.8	166.0

(注) 規模30人以上の事業所。

資料：県統計課

3-4 職業紹介

(単位：件)

年 度 月	一 般 職 業 紹 介 (パートタイムを含まない)						
	新規求人数 (A)	新規求職 申込件数(B)	有効求人数 (月平均) (C)	有効求職者数 (月平均) (D)	就 職 件 数	新規求人倍率 (A/B)	有効求人倍率 (C/D)
昭和50年度	62 967	50 505	13 700	16 924	17 544	1.25	0.81
51	69 458	51 684	17 109	16 325	17 732	1.34	1.05
52	61 620	55 231	15 285	17 399	16 912	1.12	0.88
53. 1	5 496	4 971	13 952	17 307	1 320	1.11	0.81
2	4 626	4 637	13 339	17 746	1 502	1.00	0.75
3	6 191	5 403	15 600	19 183	1 561	1.15	0.81
4	5 911	5 359	15 618	17 781	1 456	1.10	0.79
5	5 603	5 031	16 505	19 969	1 425	1.11	0.83
6	5 969	4 373	17 070	19 137	1 453	1.37	0.89
7	5 443	4 327	15 916	18 900	1 368	1.26	0.84
8	7 685	4 493	18 080	18 661	1 407	1.71	0.97
9	7 551	4 506	18 287	18 436	1 547	1.68	0.99
10	6 345	4 380	18 803	18 334	1 437	1.45	1.03
11	4 858	3 560	17 660	17 099	1 315	1.36	1.03
12	3 850	2 571	15 028	15 329	1 065	1.50	0.98

(注) 学卒・日雇・パートタイムは除く。

資料：県職業安定課

4 農 業

農産物の平均販売価格

(単位：円)

年 月	うるち米 (自由売) (玄米60kg)	生 乳 (飲用10kg)	鶏 卵 (10kg)	豚 肉 (生体10kg)	肉 用 牛 (去勢肥育) (和牛・壮令)	乳 用 牛 (めす、生後 6カ月) (ホルスタイン) 純種	ブロイラー (生体10kg)
昭和50年12月末	13 667	936	2 765	4 780	10 450	101 667	3 517
51	16 133	1 046	2 890	3 218	10 000	83 333	3 183
52	19 667	1 070	3 120	4 061	12 417	90 000	2 833
53. 1	18 667	1 059	2 370	3 936	12 417	90 000	2 650
2	18 667	1 053	2 375	4 066	12 417	90 000	2 517
3	18 333	1 057	2 190	3 971	12 417	90 000	2 533
4	18 667	1 043	2 315	3 762	12 000	90 000	2 417
5	18 667	1 043	2 055	3 619	10 000	90 000	2 367
6	18 333	1 043	2 090	4 018	9 500	96 667	2 333
7	18 000	1 038	2 060	4 428	9 500	93 333	2 450
8	17 000	1 087	2 365	4 446	9 500	93 333	2 517
9	18 100	1 086	2 475	4 267	9 500	93 333	2 683
10	18 167	1 089	2 300	3 736	9 500	93 333	2 667
11	18 167	1 086	2 315	3 594	9 500	93 333	2 750
12	19 000	1 087	2 650	3 558	9 500	93 333	2 833

年 月	だいこん (1kg)	にんじん (1kg)	はくさい (1kg)	キャベツ (1kg)	な す (1kg)	きゅうり (1kg)	ピーマン (1kg)
昭和50年12月末	40	69	23	105	423	358	306
51	27	30	16	32	409	370	321
52	26	31	12	27	297	313	140
53. 1	29	31	16	35	296	323	299
2	36	40	16	48	339	319	487
3	39	33	17	58	322	228	331
4	54	35	47	89	301	196	254
5	41	69	35	96	283	180	203
6	36	74	61	36	167	87	127
7	52	51	119	59	80	65	206
8	46	66	104	129	86	142	209
9	31	144	54	76	62	156	311
10	34	126	30	75	107	180	292
11	28	104	16	51	322	277	233
12	21	77	10	38	338	347	261

(注) (1) 価格は、それぞれの代表生産地における価格である。
 (2) 野菜は、水戸市公設地方卸売市場の卸売価格による。

資料：農林省茨城統計情報事務所 (TEL0292-31-2266)
 水戸市公設地方卸売市場

5 鋳 工 業

鋳工業生産指数

(昭和50年=100)

年 月	産業総合	公益事業	鋳工業	鋳業	製造工業	鉄網業	非鉄金属工業	金属製品工業	機械工業	一般機械	電気機械
	品目数202	2	200	7	193	9	10	9	85	28	46
	ウェイト 10 000.0	925.6	9 074.4	10.8	9 063.6	812.0	562.5	580.1	3 802.0	1 319.0	2 020.1
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	117.5	95.5	119.7	95.8	119.7	114.3	132.4	106.1	126.5	129.3	127.6
52	132.0	107.7	134.5	105.6	134.5	106.0	139.3	292.0	130.5	128.8	134.4
52.11	134.8	107.4	137.6	126.9	137.6	109.8	147.5	317.3	126.2	123.3	129.1
12	134.1	109.6	136.6	118.5	136.7	112.9	150.8	280.0	125.9	113.4	136.1
53.1	124.9	103.7	127.0	122.2	127.0	109.2	141.0	246.4	123.6	126.6	125.8
2	131.2	102.1	134.1	125.0	134.1	106.4	144.2	259.1	135.1	131.1	142.5
3	140.3	85.3	145.9	122.2	145.9	109.3	162.2	275.8	147.1	166.8	142.3
4	138.7	69.5	145.7	113.0	145.8	102.6	161.0	269.4	150.2	151.9	157.2
5	132.7	73.2	138.8	123.1	138.8	113.1	152.9	262.6	135.8	138.9	135.5
6	137.4	92.8	142.0	121.3	142.0	116.4	172.2	322.9	149.7	156.8	149.5
7	147.0	113.2	150.5	123.1	150.5	118.4	168.5	320.8	147.1	148.0	153.5
8	145.0	146.4	144.8	97.2	144.9	115.9	159.2	306.7	135.9	145.4	134.4
9	153.1	112.5	157.2	126.9	157.2	112.3	156.7	352.2	161.2	179.7	159.0
10	149.1	98.5	154.3	108.3	154.3	121.0	162.8	352.4	152.4	169.8	144.4

年 月	鋳 工 業									
	製 造 工 業									
	機 械 工 業		窯 業 土 業 製 品 工 業	化学工業	石 油 石 炭 製 品 工 業	パ ル プ 紙 ・ 紙 加 工 品 工 業	織 維 工 業	木 材 製 品 工 業	食 料 品 た ば こ 工 業	そ の 他 の 工 業
	輸 送 機 械	精 密 機 械								
	品目数 8	3	11	23	7	4	9	1	16	9
	ウェイト 266.3	194.6	560.8	429.7	160.9	133.3	310.5	170.8	1 047.3	493.7
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	99.1	133.0	127.1	112.6	101.4	130.8	98.4	130.5	104.2	121.8
52	88.6	158.0	149.1	112.2	109.2	141.4	90.2	114.3	111.6	124.7
52.11	84.2	172.9	156.2	122.4	109.3	137.2	89.0	113.4	118.4	130.2
12	87.1	157.9	163.3	120.8	115.5	141.3	91.2	108.4	122.8	130.9
53.1	83.0	135.9	145.6	113.7	108.1	119.1	81.9	113.6	96.5	123.2
2	92.0	144.7	148.8	113.8	101.2	133.4	87.0	109.8	107.0	121.3
3	94.1	135.5	159.0	130.7	105.0	148.1	89.8	111.4	125.3	127.6
4	86.1	153.3	165.0	132.4	105.0	146.7	88.9	91.2	123.1	125.5
5	97.3	170.6	165.5	110.0	97.8	140.4	85.0	89.1	126.6	126.9
6	105.5	165.2	169.9	54.8	84.8	155.4	91.3	93.9	135.0	130.4
7	86.2	158.1	180.3	138.8	102.5	156.4	88.9	88.6	118.2	127.5
8	80.0	163.0	172.6	146.4	104.7	139.6	88.1	94.5	125.0	132.9
9	91.4	154.3	174.8	144.9	99.2	157.6	83.1	87.7	119.2	133.3
10	103.8	184.7	183.8	142.2	104.0	149.4	85.9	88.3	108.7	139.1

資料：県統計課

6 建 築

建築主別建築着工

(単位：百万円，千m²)

年 月	総 数		建 築 主					
			官 公 庁		会社その他の法人		個 人	
	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額	床 面 積	工事費予定額
昭和50年	5 360	400 541	961	118 801	1 391	96 043	3 007	185 696
51	5 520	389 268	802	84 178	1 443	99 371	3 275	205 719
52	5 643	443 419	1 006	125 910	1 566	112 361	3 071	205 148
52.10	445	36 803	104	12 162	127	10 028	215	14 612
11	530	47 672	134	21 178	134	9 175	261	17 319
12	438	35 575	69	10 472	101	6 717	267	18 387
53.1	354	28 232	43	5 179	88	7 272	224	15 781
2	499	40 324	103	11 561	111	8 652	285	20 112
3	449	40 141	65	11 612	80	7 036	304	21 493
4	568	51 663	116	17 669	138	12 776	313	21 218
5	577	54 354	203	26 657	110	9 345	264	18 353
6	558	50 138	110	14 871	111	10 627	338	24 640
7	630	50 264	128	14 379	141	9 528	362	26 356
8	469	39 254	125	14 322	133	9 888	211	15 045
9	474	39 568	120	13 283	156	12 157	197	14 128

(注) 官公庁とは，国，都道府県，市町村を加えたものである。

資料：県建築指導課

7 電 力

産業別電力消費量

(単位：千kWh)

年度・月	総 数	農林・水産 養 殖 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 通 信 業	電気・ガス 水 道 業	そ の 他 の 産 業
昭和50年度	3 730 583	4 956	48 650	41 317	3 253 192	149 494	104 476	128 498
51	4 454 759	5 715	51 163	37 280	3 902 439	154 868	109 289	194 005
52	4 674 525	6 501	51 480	27 760	4 071 355	156 087	115 864	245 478
53.1	366 950	651	4 423	2 273	315 305	14 513	10 103	19 682
2	380 950	602	4 147	2 567	328 081	13 599	9 490	22 464
3	391 225	586	4 282	2 798	339 740	14 120	9 682	20 017
4	391 261	664	4 148	2 610	340 363	11 609	10 341	21 526
5	453 343	589	4 136	2 127	398 412	12 482	10 400	25 197
6	444 725	505	3 997	1 863	386 693	11 562	10 148	29 957
7	434 318	650	4 168	2 223	370 388	13 328	11 670	31 891
8	420 667	712	3 989	2 156	360 454	13 708	12 141	27 507
9	427 374	694	4 152	2 009	372 257	12 833	11 343	24 086
10	456 520	686	4 260	2 232	397 587	12 600	11 776	27 379
11	447 028	627	4 163	2 354	387 467	12 357	11 044	28 943
12	429 224	693	4 131	2 498	369 777	13 555	11 105	27 465

(注) 数値は東京電力茨城支店の50kw以上の電力販売量である。
なお，東電以外の自家発電は含まれない。

資料：東京電力茨城支店 (TEL0292-25-1511)

8 金 融

金融機関別実質預金・貸出残高

(単位：億円)

年 月	総 額		銀 行		相 互 銀 行		信 用 金 庫		信 用 組 合	
	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出
昭和50年末	20 715	12 177	11 745	6 357	2 240	1 614	2 005	1 453	1 488	1 076
51	23 959	13 746	13 588	7 096	2 535	1 829	2 333	1 704	1 727	1 259
52	27 430	15 632	15 597	8 233	2 867	2 019	2 684	1 910	1 941	1 386
52.12	27 430	15 632	15 597	8 233	2 867	2 019	2 684	1 910	1 941	1 386
53.1	26 586	15 354	15 082	8 066	2 779	1 994	2 648	1 881	1 869	1 340
2	26 518	15 570	15 076	8 201	2 784	2 024	2 645	1 901	1 860	1 346
3	27 562	15 898	15 986	8 345	2 867	2 076	2 684	1 947	1 922	1 386
4	27 344	15 900	15 742	8 394	2 886	2 070	2 727	1 946	1 906	1 350
5	27 665	15 534	16 035	8 020	2 901	2 051	2 758	1 946	1 896	1 338
6	28 325	15 692	16 368	8 087	2 969	2 095	2 819	1 970	1 921	1 334
7	28 655	15 942	16 543	8 264	2 981	2 108	2 877	1 999	1 944	1 344
8	28 700	16 057	16 577	8 341	2 976	2 100	2 917	2 021	1 957	1 356
9	29 798	16 663	17 302	8 772	3 086	2 183	2 955	2 062	2 007	1 394
10	29 635	16 659	16 933	8 752	3 049	2 174	2 978	2 081	2 000	1 397
11	30 168	16 637	17 378	8 675	3 090	2 215	3 026	2 115	2 011	1 417

年 月	労 金		商 工 中 金		農 協		漁 協		郵 便 貯 金 (総額には含まない)
	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	
昭和50年末	296	213	88	286	2 808	1 099	45	79	449
51	387	254	99	347	3 233	1 181	57	78	540
52	498	328	101	393	3 678	1 268	65	96	553
52.12	498	328	101	393	3 678	1 268	65	96	553
53.1	496	326	107	395	3 541	1 258	64	95	288
2	496	331	114	398	3 479	1 274	65	96	249
3	505	340	103	396	3 407	1 296	88	111	418
4	500	346	99	396	3 411	1 294	72	105	418
5	504	350	114	400	3 388	1 322	69	108	264
6	542	352	117	410	3 519	1 337	70	107	376
7	558	359	107	412	3 577	1 347	69	109	366
8	555	361	105	415	3 544	1 353	69	110	306
9	551	366	104	416	3 723	1 359	69	112	293
10	550	373	111	416	3 942	1 351	72	114	337
11	553	379	121	426	3 918	1 298	72	112	325

資料：日本銀行水戸事務所 (TEL 0292-24-2734)
水戸郵便局調査課 (TEL 0292-21-2297)

9 物 価

水戸市の消費者物価指数

(昭和50年=100)

年 月	総 合	対前年		食 料	食 料		住 居	光 熱	被 服
		対前月 上昇率 (%)	対前年 (同月) 上昇率 (%)		うち主食	副食品			
昭和50年	100.0	—	11.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	109.1	—	9.1	109.1	111.5	109.0	106.1	106.3	109.1
52	118.1	—	8.2	116.8	120.3	115.5	112.7	113.2	118.3
52.12	117.6	△ 1.5	4.3	114.6	124.9	109.2	114.8	112.9	113.8
53. 1	119.0	1.2	3.1	117.9	125.0	115.6	115.4	112.4	113.7
2	119.7	0.6	3.7	118.9	125.7	118.2	115.2	112.3	113.4
3	120.6	0.8	4.3	119.3	125.8	117.9	115.9	112.1	115.5
4	121.7	0.9	3.0	119.5	125.8	117.9	116.8	112.1	119.6
5	123.4	1.4	4.0	120.1	126.0	117.7	177.7	112.1	129.3
6	122.6	△ 0.6	3.9	117.2	126.1	110.3	117.8	112.1	132.4
7	123.0	0.3	4.0	118.5	126.1	113.0	117.8	112.1	133.3
8	123.3	0.2	4.1	121.0	126.1	121.0	117.7	112.1	124.6
9	123.9	0.5	2.9	122.9	126.1	122.7	117.5	111.7	124.3
10	126.2	1.9	3.2	129.5	126.1	120.9	117.3	106.3	124.3
11	123.6	△ 2.1	3.5	121.8	126.0	119.4	117.6	106.2	124.0

年 月	雑 費	う ち		交 通	自 動 車 等	教 育	文 房 具	教 養 娯 楽
		保 健 医 療	理 容 生 衛					
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	110.2	105.1	111.3	110.3	102.9	120.6	103.7	107.9
52	121.9	108.8	124.8	152.6	103.0	139.2	112.5	113.8
52.12	124.3	109.3	127.9	155.7	103.6	143.8	111.8	116.8
53. 1	124.5	111.2	127.9	155.7	102.8	143.8	111.8	117.0
2	125.7	121.7	128.1	155.7	102.8	143.8	110.6	117.5
3	126.8	121.7	128.1	155.7	102.8	143.8	110.6	120.7
4	127.9	121.8	128.0	155.7	102.6	156.9	111.7	120.3
5	128.1	121.9	129.0	155.7	102.0	156.9	111.7	120.8
6	128.1	121.9	129.0	155.7	101.0	156.9	111.7	121.2
7	128.5	121.8	130.8	158.8	100.7	156.9	111.7	120.7
8	128.5	121.8	131.2	158.8	100.7	156.9	110.7	120.8
9	128.3	121.4	130.7	158.8	99.8	156.9	110.7	120.7
10	128.2	121.4	131.1	160.0	99.8	156.9	110.7	119.8
11	129.8	121.5	131.1	165.0	99.6	156.9	110.7	122.2

資料：県統計課

10 経 済

年 月	財政資金(百万円)		銀行券受払高(百万円)		手 形 交 換 高 (千枚)	不渡手形 (枚)	信用保証(件)		証券取引高(百万円)	
	収 入	支 払	受 入	払 渡			保証承諾	代位弁済	株 式	公 社 債
昭和50年	399 675	514 349	406 359	446 955	1 618	10 724	22 466	317	178 379	69 862
51	440 290	598 922	438 614	489 408	2 028	14 089	23 323	451	261 852	133 834
52	531 101	674 674	470 424	507 878	2 540	19 005	22 592	601	278 476	298 373
52.11	39 559	80 023	26 595	35 519	208	1 644	2 183	57	14 632	23 674
12	52 516	56 147	47 546	103 511	256	1 610	3 455	56	21 682	28 178
53. 1	49 021	25 554	76 714	26 204	184	1 449	1 086	40	21 169	25 087
2	33 658	24 378	34 339	40 884	196	1 297	1 494	83	31 299	27 959
3	55 988	91 637	34 420	41 664	217	1 604	1 882	56	41 440	31 977
4	44 722	81 623	35 510	39 834	182	1 118	1 648	79	34 455	26 355
5	63 821	68 415	44 237	36 307	243	1 868	1 855	37	24 476	24 715
6	46 772	86 966	46 036	62 268	215	1 541	1 970	26	26 972	20 367
7	48 001	43 146	41 735	38 151	223	1 594	2 032	46	33 923	45 025
8	47 048	34 085	47 572	40 779	214	1 605	1 692	35	42 528	30 926
9	49 618	79 087	34 119	39 295	210	1 632	1 606	61	41 378	31 722
10	39 512	62 767	35 599	43 117	211	1 612	1 728	59	57 479	36 579

資料：日本銀行水戸事務所（TEL 0292-24-2734）

11 消費生活相談

(単位：件)

年 月	受付件数	内 容 別 延 件 数								
		安 全 衛 生	品 質 機 能	価 格 金 額	表 示 ・ 広 告 装 包	販 売 方 法 契 約 サ ー ビ ス	ク リ ー ニ ン グ	買 物	そ の 他	
昭和50年	2 944	694	790	122	159	314	61	68	922	
51	2 441	763	660	113	91	350	83	38	477	
52	3 061	1 007	1 017	136	210	528	87	34	581	
53. 1	186	59	82	22	10	37	12	4	35	
2	247	85	92	16	15	48	5	5	56	
3	240	86	87	7	15	51	11	3	38	
4	125	35	54	10	5	39	6	2	21	
5	139	31	37	4	7	37	16	2	24	
6	270	79	110	12	21	76	5	13	52	
7	212	70	93	22	18	38	3	4	41	
8	191	64	77	22	19	44	11	4	28	
9	176	48	63	10	17	40	8	4	40	
10	201	67	93	11	9	54	12	—	36	
11	265	94	133	20	17	47	5	5	47	
12	177	53	71	10	6	54	12	0	26	

資料：茨城県消費生活センター（TEL 0292-24-4722）

12 家 計

12-1 家計主要指標

(単位：円，%)

年 月	勤 勞 者 世 帯								全 世 帯		消 費 者 物 価 指 数
	実 収 入	(1) 可 処 分 所 得	消 費 支 出	(2) 黒 字	貯 蓄 純 増	(3) 平 均 消 費 性 向	(4) 実 質 実 収 入 指 数	(4) 実 質 消 費 支 出 指 数	消 費 支 出	(5) エンゲル 係 数	
水 戸 市											
昭和50年	215 932	197 019	158 185	38 834	27 159	80.3	100.0	100.0	152 207	30.8	100.0
51	261 162	235 528	177 776	57 752	42 802	75.5	110.9	103.0	178 217	29.1	109.1
52	291 338	259 533	205 847	53 685	35 665	79.3	114.2	110.2	188 873	28.0	118.1
52.11	242 664	214 141	201 940	12 201	1 383	94.3	94.1	106.9	182 757	27.8	119.4
12	691 121	635 642	342 372	293 270	219 215	53.9	272.2	184.0	304 957	22.5	117.6
53. 1	224 199	200 847	183 194	17 653	△24 278	89.5	87.3	97.3	179 725	24.2	119.0
2	231 870	205 921	172 305	33 616	35 394	83.7	89.7	91.0	174 265	29.8	119.7
3	274 601	244 454	356 521	△112 066	△128 994	145.8	105.4	186.9	308 929	18.7	120.6
4	218 681	193 538	212 702	△19 163	△47 084	109.9	83.2	110.5	212 702	25.8	121.7
5	230 519	186 391	184 115	2 277	8 889	98.8	86.5	94.3	190 870	28.0	123.4
6	476 376	425 713	206 424	219 289	159 782	48.5	179.9	106.4	196 706	28.1	122.6
7	301 058	264 932	206 802	58 130	68 365	78.1	113.3	106.3	213 729	27.2	123.0
8	220 556	195 404	165 313	30 092	3 068	84.6	82.8	84.8	177 405	29.6	123.3
9	214 752	187 629	154 479	32 791	△86 713	82.3	80.3	78.8	159 772	32.5	123.9
10	240 239	211 818	196 443	15 375	△7 116	92.7	88.2	98.4	196 605	26.5	126.2
全 国											
昭和50年	236 152	215 508	166 032	49 476	31 875	77.0	100.0	100.0	157 982	32.0	100.0
51	258 237	233 461	180 662	52 799	32 286	77.4	100.0	99.6	174 790	31.6	109.3
52	286 039	256 340	197 937	58 402	37 308	77.2	102.6	100.9	190 497	30.8	118.1
52.11	234 706	209 367	183 851	25 516	8 901	87.8	83.2	92.7	179 364	31.6	119.4
12	634 801	578 783	299 239	279 545	200 503	51.7	225.7	151.3	275 453	29.0	119.1
53. 1	230 288	204 102	185 896	18 206	22 977	91.1	81.5	93.6	183 640	26.9	119.6
2	232 343	206 063	173 737	32 326	8 320	84.3	81.9	87.1	171 092	31.6	120.1
3	263 573	235 270	217 609	17 661	4 241	92.5	92.1	108.2	207 754	29.1	121.2
4	245 503	217 178	202 330	14 848	△2 453	93.2	84.9	99.5	197 996	30.2	122.5
5	247 901	211 053	191 221	19 832	7 160	90.6	85.2	93.5	187 539	32.5	123.2
6	397 747	354 096	204 501	149 595	99 183	57.8	137.5	100.5	194 899	30.3	122.5
7	361 032	322 038	224 158	97 880	71 035	69.6	124.3	109.8	211 640	29.6	123.0
8	270 331	239 826	208 343	31 483	13 550	86.9	93.0	101.9	199 981	31.2	123.1
9	242 416	213 364	186 669	26 695	9 549	87.5	82.4	90.2	184 020	32.7	124.6
10	249 901	219 960	196 578	23 382	8 208	89.4	84.8	94.9	195 692	31.3	124.8

(注) (1) 実収入—非消費支出 (2) 可処分所得—消費支出
 (3) 消費支出÷可処分所得 (4) 当該項目(50年=100)÷消費者物価指数
 (5) 食料費÷消費支出

資料：総理府統計局

12-2 1カ月1世帯当りの収入（水戸市・勤労者世帯）

（単位：世帯，人，歳，円）

年月	集計 世帯数	世帯 人員	有業 人員	世帯主 の年齢	収入 総額	収入				実収入 以外の 収入	前月 からの 繰入金
						実収入	勤め先 収入	事業・ 内職 収入	他の 実収入		
昭和50年	63	3.92	1.36	40.5	331 000	215 932	206 190	2 061	7 681	49 367	65 700
51	65	3.62	1.30	41.6	398 315	261 162	243 709	4 056	13 397	64 499	72 653
52	65	3.62	1.29	41.7	441 922	291 338	275 566	4 690	11 082	81 446	74 387
52.11	64	3.69	1.36	43.0	388 165	242 664	221 040	8 130	13 494	73 827	71 674
12	63	3.67	1.30	43.1	901 781	691 121	667 364	8 207	15 551	139 589	71 071
53.1	63	3.83	1.30	41.4	439 382	224 199	202 226	4 993	16 980	16 090	109 093
2	65	3.78	1.31	41.2	415 652	231 870	200 319	3 508	28 044	102 950	80 831
3	61	3.80	1.28	41.1	583 891	274 601	258 137	3 830	12 634	226 018	83 272
4	68	3.78	1.32	40.3	414 592	218 681	204 522	3 529	10 629	115 052	80 859
5	67	3.78	1.34	40.1	395 069	230 519	217 303	3 516	9 701	81 237	83 313
6	68	3.76	1.37	38.0	618 871	476 376	455 858	2 762	17 755	82 452	60 043
7	67	3.75	1.42	39.0	490 802	301 058	292 501	3 740	4 817	87 095	102 649
8	68	3.71	1.29	37.9	355 488	220 556	211 443	4 752	4 361	68 893	66 040
9	69	3.65	1.33	38.6	604 004	214 752	207 254	3 702	3 796	314 105	75 147
10	68	3.62	1.41	39.7	412 098	240 239	231 587	5 180	3 473	91 477	80 382

（注）集計世帯数，世帯人員，有業人員，世帯主年齢は支出にも該当する。

資料：総理府統計局

12-3 1カ月1世帯当りの支出（水戸市・勤労者世帯）

年月	実支出	消費支出						非消費 支出	実支出 以外の 支出	繰越金	現物 総額
		計	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費				
昭和50年	177 098	158 185	47 170	13 461	6 164	16 473	74 917	18 913	86 349	67 552	7 978
51	203 411	177 776	50 188	17 189	6 243	18 664	85 493	25 634	120 910	73 994	11 720
52	237 653	205 847	53 268	22 083	7 093	19 917	103 486	31 806	133 775	75 744	11 451
52.11	230 463	201 940	52 169	24 563	6 526	18 064	100 618	28 523	85 600	72 102	12 585
12	397 851	342 372	66 598	60 386	7 474	43 439	164 476	55 479	393 355	110 575	30 654
53.1	206 546	183 194	42 928	13 670	7 853	14 678	104 065	23 352	148 006	84 830	15 645
2	198 254	172 305	50 494	14 206	9 149	20 324	78 132	25 949	138 172	79 225	7 224
3	386 668	356 521	56 890	33 405	9 756	23 891	232 580	30 147	116 638	80 586	10 218
4	237 845	212 702	53 999	15 407	7 608	16 270	119 419	25 143	86 848	89 899	12 258
5	228 243	184 115	53 885	15 794	7 240	12 712	94 485	44 128	104 484	62 342	11 507
6	257 087	206 424	54 230	20 028	6 391	20 638	105 138	50 662	259 465	102 319	9 524
7	242 928	206 802	53 008	19 534	5 239	24 323	104 698	36 126	170 948	76 926	14 552
8	190 464	165 313	51 074	11 762	4 937	11 685	85 855	25 151	84 032	80 993	10 983
9	181 961	154 479	50 585	11 852	4 902	11 229	75 910	27 483	347 771	74 272	9 390
10	224 864	196 443	51 557	23 473	5 878	17 810	97 725	28 421	105 114	82 120	9 513

資料：総理府統計局

13 レジャー

(単位：円，件)

年月	勤労者世帯(水戸市)		旅券交付件数 (観光訪問・その他個人的目的)	海のこどもの 国利用者数	筑波スカイライン利用台数		
	外食費	教養娯楽費 (印刷物・聴視観 覧料・旅行費等)			二輪車	乗用車	バス・その他
昭和50年	5 334	13 475	16 588	※ 717 894
51	6 930	13 762	21 592	※ 707 780	※ 13 177	※ 229 395	※ 9 392
52	7 335	18 545	28 386	※ 663 493	※ 15 118	※ 224 318	※ 9 801
52.12	7 311	15 130	2 742	8 403	594	10 554	233
53. 1	8 026	12 343	1 803	27 017	794	17 764	253
2	7 270	11 342	2 132	19 250	561	11 088	218
3	6 808	19 381	2 735	44 610	1 559	16 856	466
4	6 853	25 587	2 109	45 842	1 647	19 314	1 073
5	6 494	14 828	2 005	90 353	1 606	21 772	1 940
6	7 052	24 334	1 870	42 465	907	11 893	967
7	6 655	19 011	2 121	127 280	1 296	15 995	577
8	6 155	19 547	2 168	220 741	1 711	29 219	636
9	5 139	12 915	2 571	24 876	1 355	17 363	790
10	6 616	15 412	2 912	23 728	1 287	20 071	1 249
11	2 233	18 125	1 447	20 968	1 168

(注) (1) 「外食」「教養娯楽」は、抽出調査によるため対象は水戸市内の少数世帯に限られている。

資料：総理府統計局 県青少年婦人課 県道路公社

(2) 筑波スカイライン利用台数は風返し料金所を通過したもの。また貨物、路線バスも含まれる。

(3) ※は年度数値。

14 生活保護

(単位：世帯，‰，人)

年度・月	被保護 世帯	被保護 実人員	保護率	生活扶助 人員	住宅扶助 人員	教育扶助 人員	医療扶助 人員	その他扶助 人員
昭和50年	8 255	16 354	7.0	13 955	6 691	3 290	8 561	30
51	8 190	16 134	6.8	13 681	6 782	3 226	8 553	25
52	8 152	16 032	6.6	13 527	6 898	3 258	8 694	34
52.12	8 120	16 025	6.6	13 462	6 921	3 301	8 801	20
53. 1	8 111	16 006	6.6	13 448	6 866	3 287	8 787	16
2	8 130	16 048	6.6	13 458	6 986	3 284	8 908	28
3	8 161	16 113	6.6	13 531	6 925	3 327	9 099	157
4	8 113	15 963	6.6	13 440	6 882	3 270	8 625	75
5	8 127	15 972	6.5	13 434	6 911	3 226	8 722	31
6	8 127	16 046	6.6	13 487	7 054	3 262	8 767	10
7	8 150	16 088	6.6	13 538	7 011	3 302	8 844	10
8	8 165	16 158	6.6	13 626	7 101	3 325	8 807	13
9	8 135	16 064	6.5	13 535	7 067	3 297	8 622	21
10	8 192	16 147	6.6	13 625	7 114	3 273	8 633	19
11	8 158	16 044	6.5	13 536	7 089	3 295	8 691	16

(注) (1) 停止中も含む。

資料：県民福祉課

(2) 保護率＝被保護実人員÷毎月推計人口。

(3) その他は、生業、出産、葬祭扶助である。

15 交通事故

交通事故発生件数

(単位：人、件)

年 月	発生件数	死 者	負 傷 者	原 因 別 発 生 件 数							
				安全運転義務違反			酒 酔 い	最 高 速 度 違 反	追 越 し	徐 行	一 時 停 止 違 反
				わ き 見 前 注 意	安全速度	ハンド ル プ レ ー キ 操 作 不 適 当					
昭和50年	11 515	425	15 493	2 929	976	521	934	750	393	606	420
51	11 040	374	14 877	2 888	847	532	839	631	468	702	416
52	10 342	338	13 953	3 072	871	431	807	546	328	711	427
52.12	889	22	1 170	303	73	31	60	36	28	47	35
53. 1	705	26	950	252	67	51	60	37	12	36	19
2	687	24	905	203	68	34	64	26	25	38	27
3	871	41	1 125	298	91	28	73	51	23	46	48
4	846	32	1 113	258	72	33	72	41	26	64	36
5	901	18	1 182	287	111	29	61	48	25	62	35
6	885	24	1 140	229	84	26	49	52	34	64	38
7	992	29	1 334	299	105	26	37	55	44	87	41
8	971	28	1 379	255	81	29	36	47	30	91	57
9	806	20	1 066	257	71	25	29	47	30	64	43
10	879	34	1 139	266	79	35	55	49	31	58	48
11	862	26	1 099	264	81	25	43	43	27	57	44

(注) 原因別発生件数はうち書きであるため、その計は発生件数と一致しない。

資料：県警察本部交通企画課

16 自動車保険請求相談

(単位：件)

年 月	総 数			自 賠			保 障			任 意		
	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他	被害者	加害者	その他
昭和50年	502	300	235	443	274	198	19	4	6	9	3	—
51	536	286	334	442	251	284	40	4	18	10	8	8
52	534	263	528	432	238	438	30	2	29	10	5	14
53. 1	47	24	38	41	23	34	2	1	2	2	—	1
2	42	23	47	37	19	40	1	1	2	1	1	2
3	48	17	38	43	14	35	3	—	—	—	1	—
4	43	21	47	32	19	41	2	—	—	1	—	2
5	41	25	51	32	22	41	—	—	1	—	—	2
6	55	18	51	39	12	40	2	—	2	2	2	2
7	59	20	34	41	16	29	3	—	1	2	—	1
8	56	22	41	42	21	35	1	—	2	2	—	—
9	56	20	45	42	14	33	—	—	—	1	—	—
10	57	23	46	42	20	39	—	—	2	4	1	1
11	52	27	36	33	24	30	2	—	1	5	—	2
12	51	37	42	32	25	39	—	1	—	4	1	2

(注) (1) 自賠、保障、任意はうち書のため総数と合計は合わない。
 (2) 自賠＝自動車損害賠償責任保険、保障＝政府保障事業で、保険によらず直接運輸大臣あて請求するもの(無保険・引き逃げ)、任意＝民間の保険。

資料：日本損害保険協会水戸自動車
 保険請求相談センター
 (TEL 0292-26-1693)

17 犯 罪

刑法犯罪発生件数

(単位：件)

年 月	総 数 (認知件数)	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
51	21 213	253	1 319	17 843	946	106	746
52	20 641	257	1 466	17 036	945	131	806
53. 1	1 439	23	141	1 100	56	15	104
2	1 870	22	118	1 550	71	3	97
3	1 882	15	106	1 506	139	15	101
4	1 527	10	122	1 254	39	12	90
5	2 023	29	114	1 657	111	12	100
6	1 803	17	95	1 495	73	15	108
7	1 808	21	107	1 528	62	9	81
8	1 919	23	132	1 613	39	9	103
9	1 794	25	101	1 530	50	12	76
10	1 908	21	66	1 726	44	5	46
11	1 563	10	66	1 358	74	11	44
12	1 729	27	140	1 362	56	19	125

資料：県警察本部刑事総務課

18 火 災

(単位：件，世帯，棟，人)

年 月	発生件数	罹災世帯数	罹災人員数	死 傷 者 数		焼 損 棟 数	焼 損 面 積		損 害 額 (千円)
				死 者	負 傷 者		建 物 (m ²)	林 野 (a)	
昭和50年	1 586	618	2 227	41	208	1 023	46 112	9 792	2 060 975
51	1 593	645	2 368	48	110	1 079	47 092	9 419	2 390 756
52	1 585	657	2 292	46	129	1 139	51 256	6 865	3 061 336
52.12	159	67	224	1	11	100	4 519	211	204 487
53. 1	163	68	244	5	6	103	5 705	142	281 300
2	314	113	402	3	13	187	9 037	1 717	549 958
3	277	87	334	3	22	157	6 262	517	357 208
4	180	82	320	4	8	132	4 815	1 614	303 142
5	84	36	111	—	6	65	2 661	510	113 788
6	104	51	180	3	9	88	2 820	53	160 529
7	115	60	204	5	17	89	2 854	11	117 014
8	208	54	201	7	5	121	5 230	469	285 810
9	89	34	149	1	10	58	3 770	503	220 059
10	77	42	147	5	7	77	3 374	3	208 109
11	94	44	169	7	11	81	6 984	151	298 284

資料：県消防防災課

【新着資料案内】

この資料は、12月中に行政資料室に到着した主なものです。ご利用下さい。

行政資料室 付属庁舎4階 TEL 0292-21-8111 (内線426)

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
中央官公庁関係			
昭和52年10月1日推計人口1978 日本統計ハンドブック(英文)	総理府統計局	茨城県土地利用分級図	土地対策課
労働力調査特別調査報告	"	昭和51年度 県民所得	統計課
統計制度と統計調査	行政管理庁	昭和52年度 婦人保護事業の概要	県婦人相談所
昭和51年度 統計基準年報	"	昭和52年度 国民健康保険事業状況	医療福祉課
昭和53年度 消費動向調査(普通世帯調査)	経済企画庁	1978 茨城県食品試験所報告	食品試験所
昭和52年分 民間給与の実態	国税庁総務課	観光いばらき	観光課
昭和52年 衛生行政業務報告	厚生省統計情報部	鹿島臨海工業地帯造成に伴う農業対策事業の概要	農政企画課
第31回 被保護者全国一斉調査(基礎調査)結果報告	"	特産営農団地育成事業実施要領	農産園芸課
昭和52年度 社会保障生計調査結果報告	"	普及事業と環境影響報告書	教育普及課
目で見る保護の動き	"	新しい農業を育む人々第二集	"
種 苗 法	農林水産省農蚕園芸局	昭和52年度 果樹試験成績の概要	"
昭和53年 関東の畜産統計	関東農政局統計情報部	昭和53年度 試験研究要望課題検討結果	"
昭和52年産 園芸工芸農産物統計表	関東農政局茨城統計情報事務所	カドミウムによる土壌汚染技術対策指導資料	"
昭和52年度 東京営林局事業統計書	東京営林局	昭和52年度 そさい試験成績概要	"
200カイリ水域内漁業資源調査	水産庁	第38回 茨城県農業振興協議会資料	"
昭和53年版 新しい経営力指導	通産省産業政策局	昭和53年産 水陸稲品種別作付一覧表	食品流通課
昭和53年版 主要産業の設備投資計画	"	昭和52年度 業務年報	大家畜経営センター
昭和51年 工業統計表(用地・用水編)	通産省調査統計部	昭和52年度 試験成績書	"
昭和52年度版 鉱業便覧	資源エネルギー庁	茨城県林地開発許可制度実施規則, 林地開発許可制度事務処理要領	林政課
昭和52年度 都道府県決算状況調	自治省財政局	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例案の新旧対照条文	建築指導課
茨城県関係		県内市町村関係	
昭和53年度 主要事務事業執行計画書	茨城県議会事務局	なかみなと"78"市勢要覧	那珂湊市役所
昭和52年度 茨城県公害技術センター年報	公害技術センター	昭和52年度版 統計かつた	勝田市企画室
臨界プラズマ試験装置の概要	大気原子力課	牛久町 町勢要覧	牛久町役場
昭和52年度 茨城県決算状況調査表	財政課	都道府県関係	
昭和53年度版 茨城県市町村概況	地方課	昭和52年版 青森県内出版物総目録	青森県立図書館
茨城県震災応急対策計画大綱	消防防災課	昭和52年版 新聞連載記事所蔵目録	"
昭和52年 消 防 年 報	"	昭和51年 宮城県統計年鑑	宮城県統計課
昭和54年度 国の予算編成に対する要望事項	企画調整課	昭和51年度 県民所得推計報告	秋田県統計課
茨城県 県南県西地域交通体系調査の概要	地域振興課	昭和52年 山形県の鉱工業生産指数	山形県統計課
昭和52年度 常陸川水門操作に伴う水象水質調査報告書	水資源対策課	" 山形県の工業	"
小規模宅地分譲実態調査結果	土地対策課	昭和53年 埼玉県勢要覧	埼玉県統計課
		第25回 埼玉県統計年鑑	"

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
千葉県メッシュ統計報告 (昭和50年事業所統計調査編)	千葉県統計課	京都府消費者購買行動調査報告書	京都府統計課
昭和52年年報 都民のくらしむきに いたがた県の工業	東京都経済統計課	昭和52年山口県の工業	山口県統計課
昭和52年度刊行分 静岡県行政資料目録	新潟県統計課	公社・会社・団体等関係	
昭和54年版 愛知県勢要覧	静岡県中央図書館	茨城県石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート 等防災本部
	愛知県統計課		

行政資料室からのお願い

文書等の整理を担当されている方に

年1回まとめた目録を配布しておりますが、毎月各方面から送付されてくる1ヵ月分の新着資料名を少しでも早くと思い、各課に新着資料案内としてお知らせしています。構内とはいえ一番遠い所に行政資料室がありますので便宜を計っておりますが、1枚きりなので、ばいっと捨てないで課内の職員に廻してから、どこか見やすい所に縦って置いて下さい。

職員の方に

各課の印刷物のことです。全ての印刷物は、職員が苦労した力作だと思います。当課だけや、ロッカー等に埋れては可愛想です。広く他の課の職員、訪れる各方面の皆さんにも見せてあげて下さい。自分が作製した本が、転動しても、定年で退職しても資料室には、何年度のことは……あの本は……と、思い出と共に保存されています。

しかし、課によっては何年過ぎても、これ位しか印刷物はないのかな……と思われる課もあります。自分の課の書類がどれだけ揃い、どの位整理され、保存されているのか一度見に来て下さい。皆さんのおでかけを明るい静かな部屋に若い張切った職員が待っております。



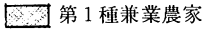
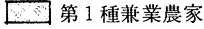
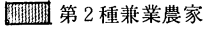
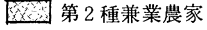
「庁内にそんな施設あるの。」「資料室ってどこにあるの。」なんて本庁の方の中には知らない人はいないでしょうが。でも出先から転動してきた方の中には、もしや……。今、資料室は、日毎に利用者が多くなり、喜ばしいことなのですが、新しい年度がないことや、欠本を指摘されるのが一番残念です。できる限りは、各課の知人に連絡して配架していますが、中には欠本の年度を見つけ、コピーしてきましたので追加して下さいと持ってきてくれる方もいます。また、わざわざ一冊を持参してくれた時などは心から感謝の気持ち一杯です。

各課を廻るより行政資料室へ行けば80課からの書類が全部揃っていて、なんでも資料室で用が足りるということは一つの理想です。また県庁の職員、学生、先生、会社員各方面の県民の皆さんに便宜を計り、喜ばれるようにしたいと資料室職員一同も願っています。そこで理想に近づけるために各課の皆さんに、資料室への印刷物納本に是非ともご協力をお願いしたいのです。

現在、貸出しは庁内の職員だけですが、将来は出先の職員、市内の人にも貸出しの計画をしておりますので、できれば印刷物は2部、文書の区分箱、または統計課に送付願います。

訂 正

先月号に掲載した「農業基本調査結果」の記事で、5ページの図一4 専業兼業別地域別農家構成比 のグラフの凡例に誤りがありました。右のとおり訂正してお詫びします。

誤 り		正	
	専業農家		専業農家
	第1種兼業農家		第1種兼業農家
	第2種兼業農家		第2種兼業農家